



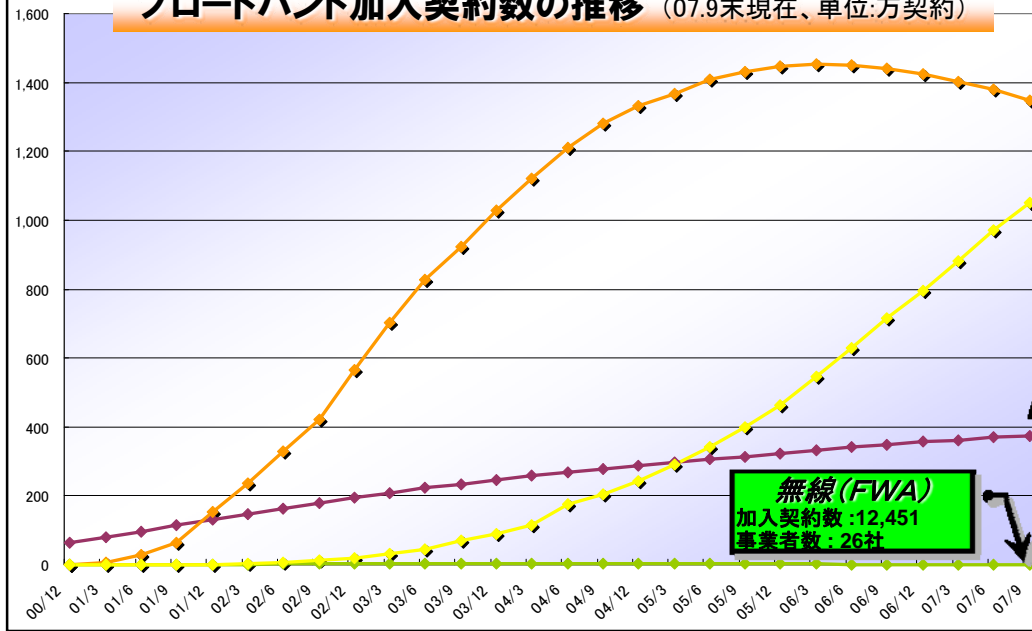
モバイルビジネス活性化プラン の進捗状況について

2008年3月6日

総務省総合通信基盤局

ブロードバンド化の進展状況

ブロードバンド加入契約数の推移 (07.9末現在、単位:万契約)



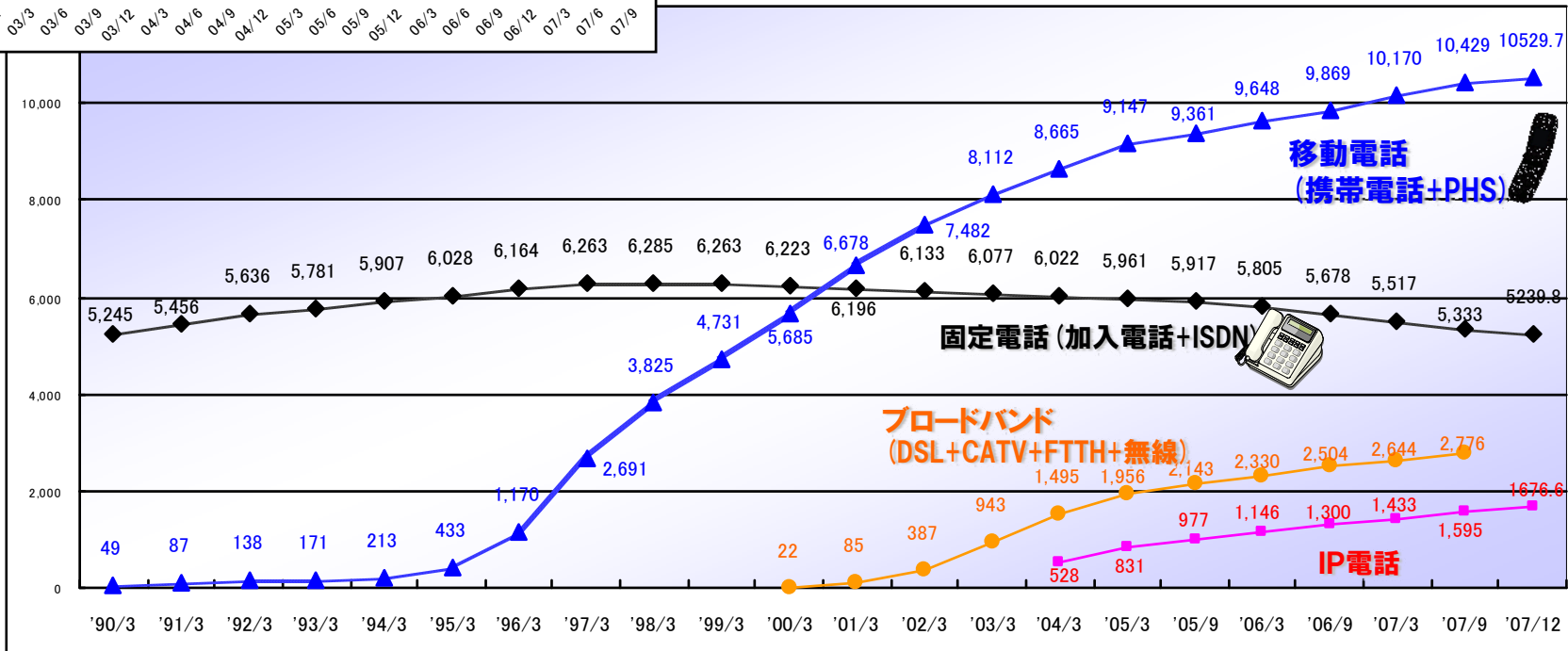
DSL
 ○加入契約数 : 13,483,359
 ○事業者数 : 47社

光ファイバ (FTTH)
 ○加入契約数 : 10,518,659
 ○事業者数 : 145社

ケーブルインターネット
 ○加入契約数 : 3,748,618
 ○事業者数 : 372社

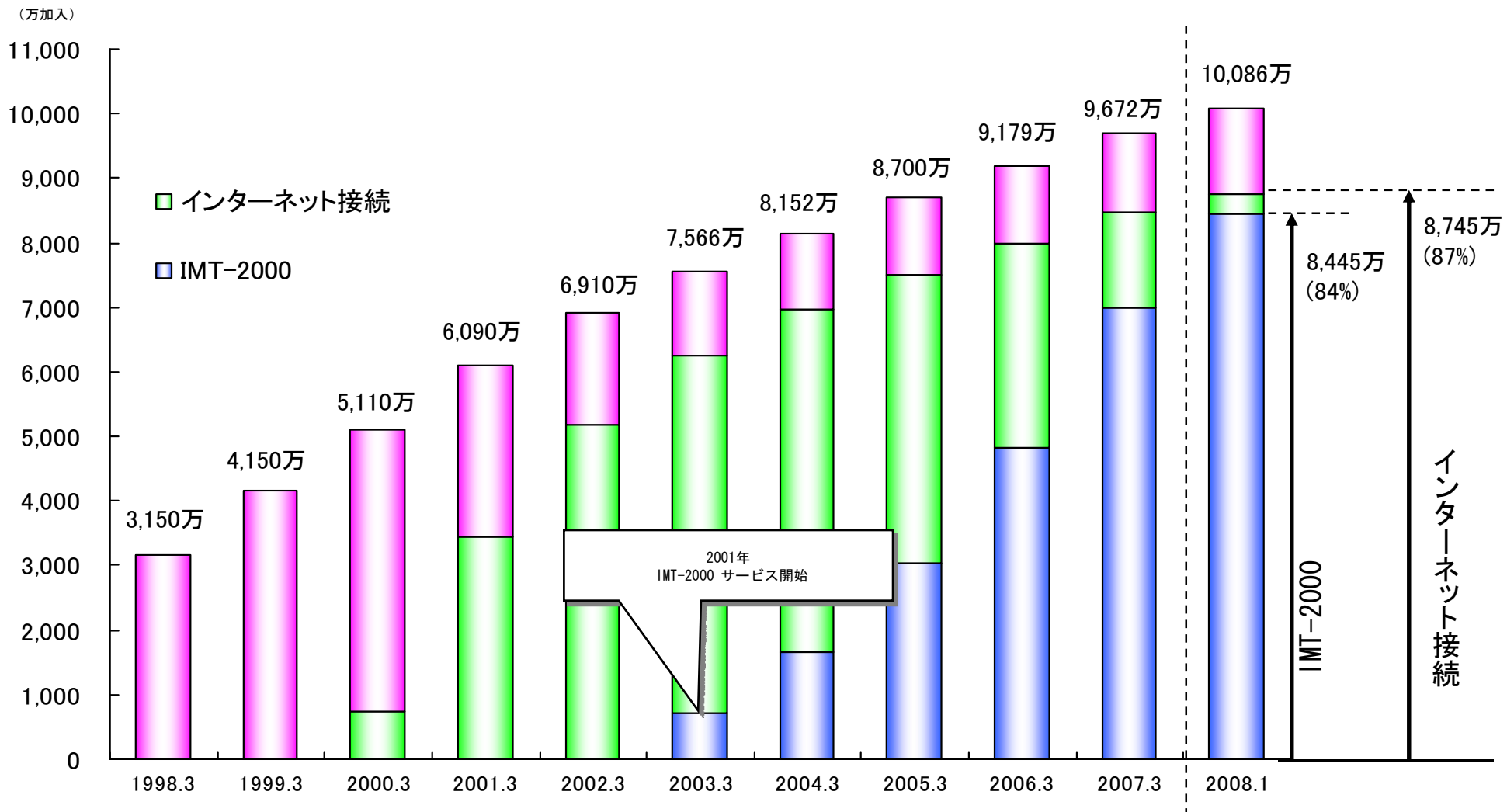
無線 (FWA)
 加入契約数 : 12,451
 事業者数 : 26社

各種サービス加入契約数の推移 (07.12末現在、単位:万契約)

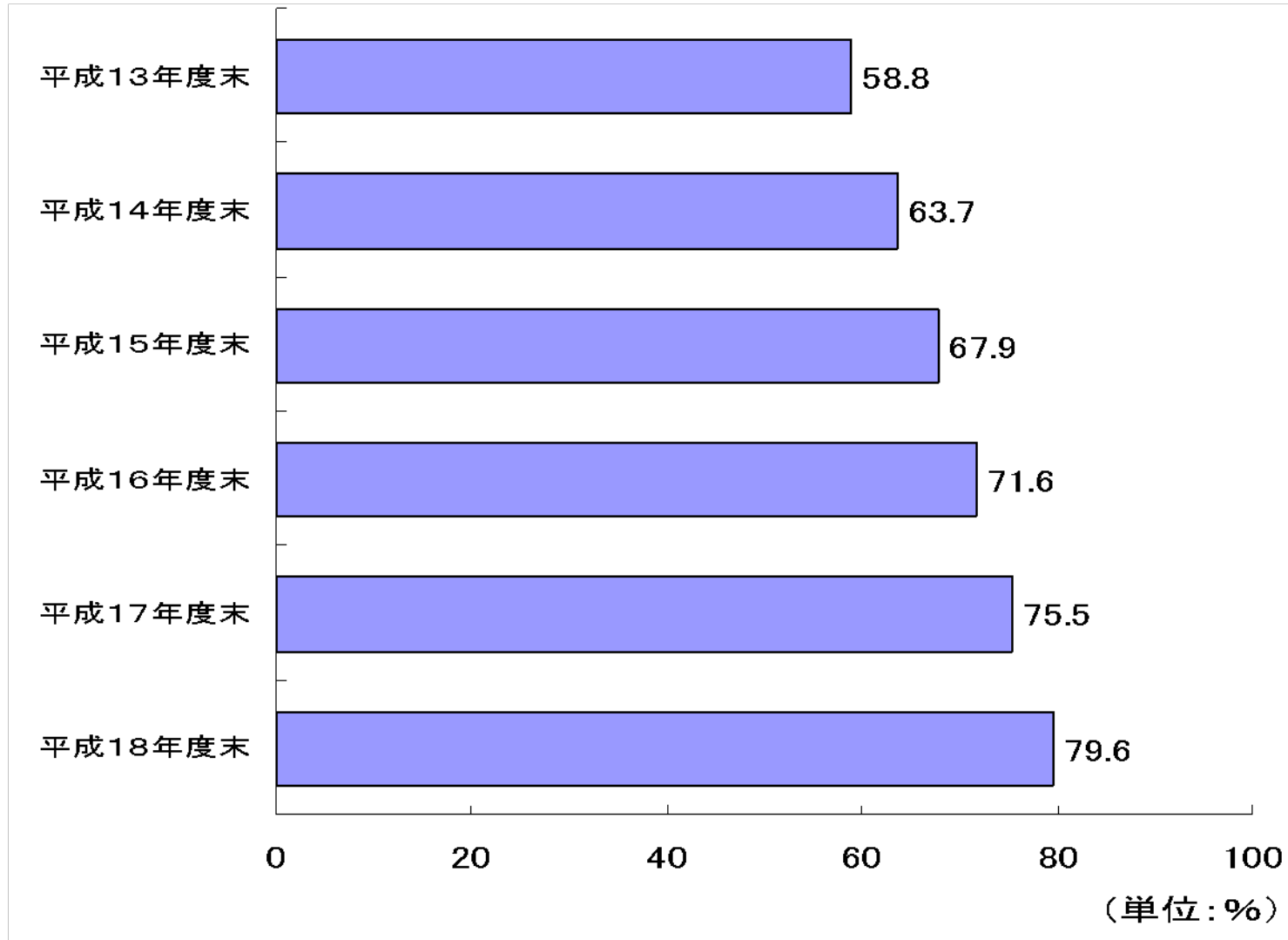


注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

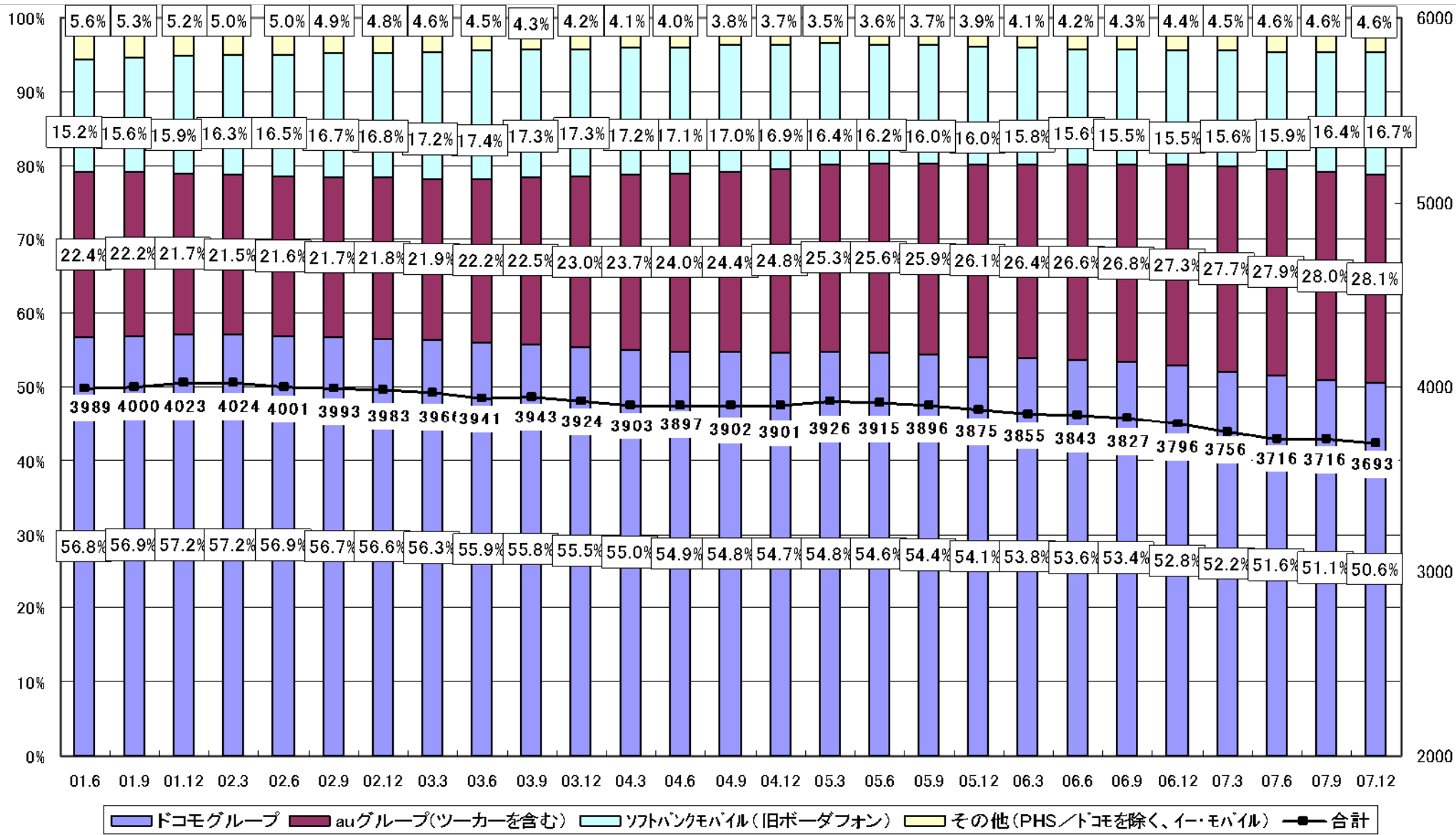
携帯電話の加入数の推移



人口普及率



移動通信事業者の市場シェアの推移

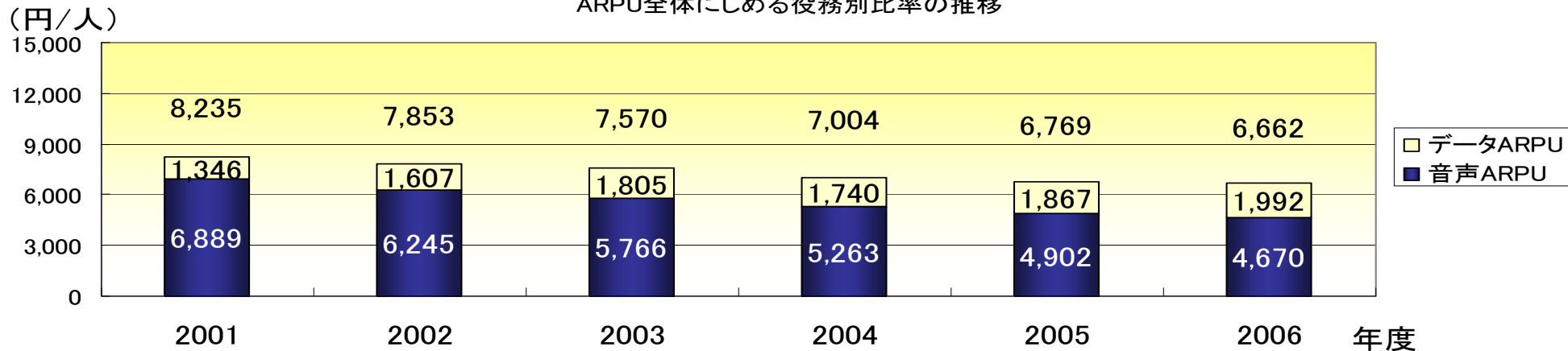


(注) HHI(Herfindahl-Hirschman Index:ハーフィンダール・ハーシュマン指数)

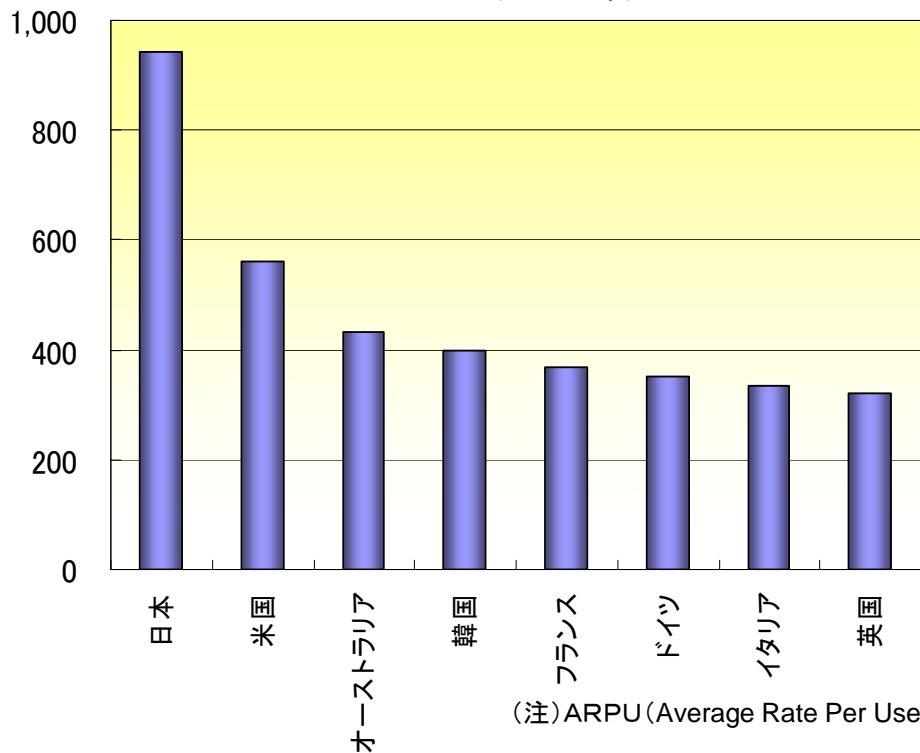
市場の独占度合いを測る指数の一つ。各事業者が市場で有するシェアを二乗し、それを加算して算出する。0~10000の値をとり、独占状態に近づくほど10000に近づく。

携帯電話事業におけるARPUの推移等

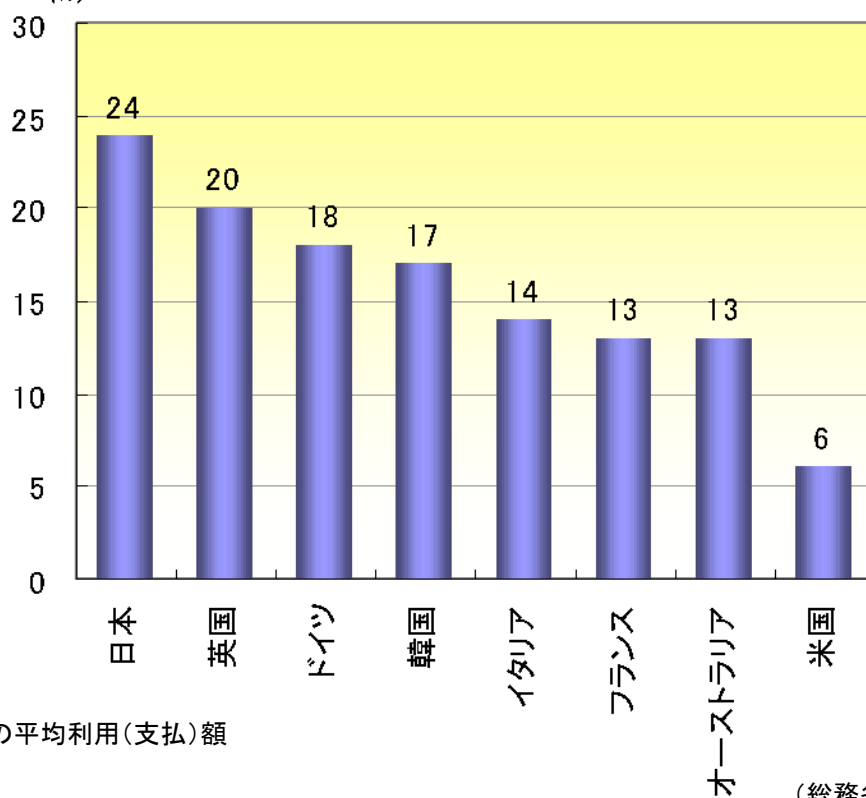
ARPU全体にしめる役務別比率の推移



ARPU(2003年)



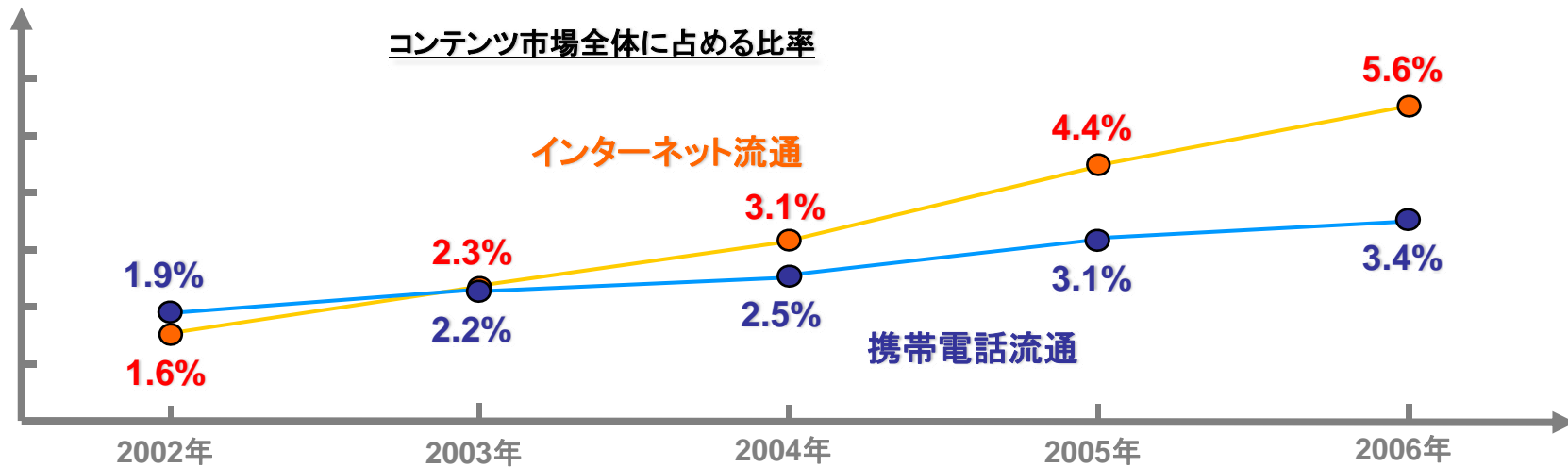
ARPUに占めるデータARPUの比率



(注) ARPU (Average Rate Per User) : 利用者の平均利用(支払)額

モバイルコンテンツ関連市場の推移

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
コンテンツ産業	13.3兆円	13.2兆円	13.5兆円	13.8兆円	14.0兆円
インターネット流通	2115億円	3041億円	4189億円	6106億円	7857億円
携帯電話流通	2489億円	2858億円	3397億円	4257億円	4782億円



(注) □コンテンツ市場の合計は、書籍販売、雑誌収入、新聞社総売上、パッケージソフト売上、インターネット配信売上等を合計した「図書・新聞、画像・テキスト」、映像ソフト売上、映画興行収入、テレビ放送・関連サービス収入等を合計した「映像」、ラジオ放送の「音楽・音声」、「ゲーム」から成る。

市場の統合化の進展

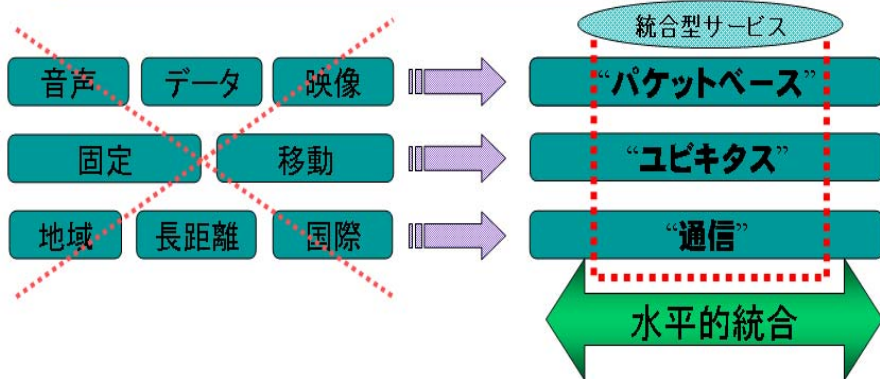
水平的な市場統合の進展

イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

(例) FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

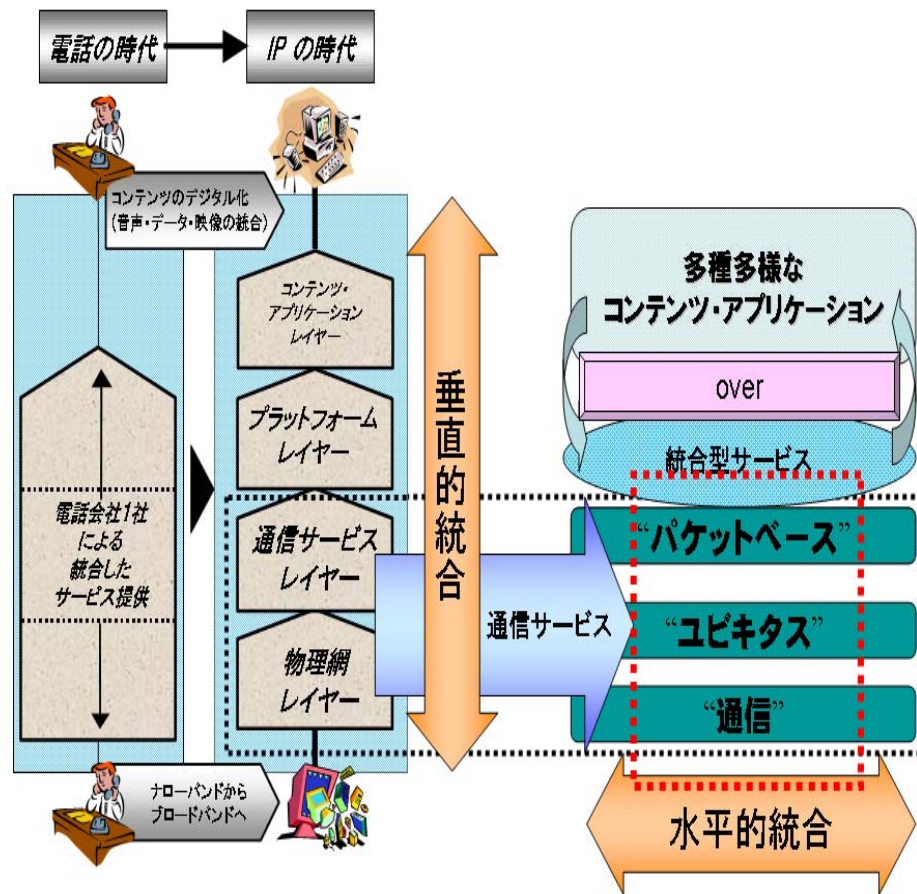
PSTNからIPの時代へ
("Everything over IP"の時代)

市場構造の劇的な変化 (パラダイムシフト)



垂直的な市場統合の進展

ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化

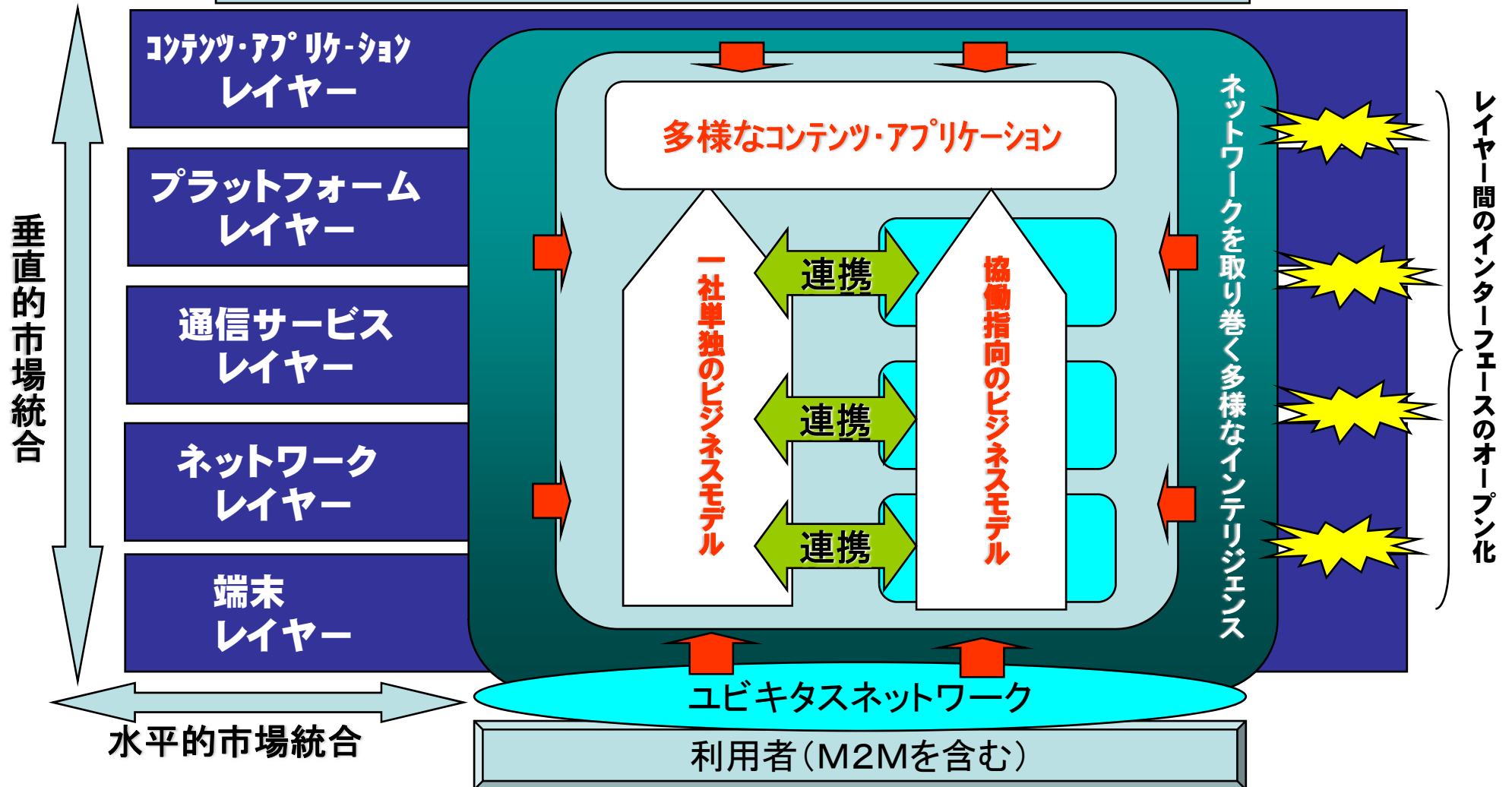


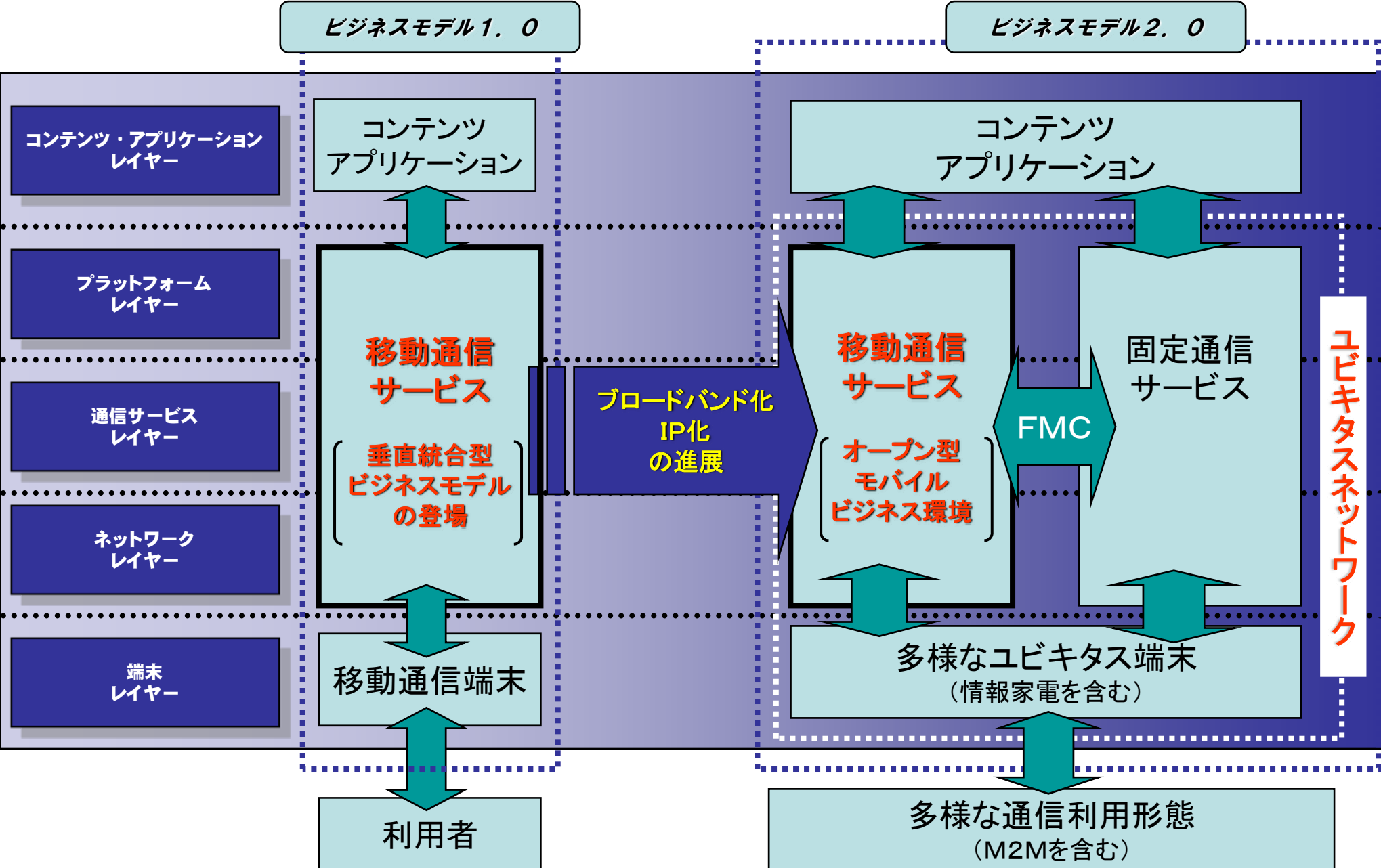
モバイルビジネス活性化プラン(07年9月策定)

1. 本活性化プランの目的

本活性化プランは、モバイルビジネス市場において、現行ビジネスモデルに加え、

- (a) ネットワークの別を問わず、端末を接続して利用できる環境
 - (b) 端末に自由にアプリケーション等を搭載して、利用者が希望するサービスを自由に選択できる環境
 - (c) 端末・通信サービス・コンテンツ等のそれぞれの価格・料金が利用者に分かりやすく提示されている環境
- が実現する「オープン型モバイルビジネス環境」を通じて、モバイルビジネス市場全体の活性化を図ることを目的とする。





モバイルビジネス活性化プラン策定の経緯

通信放送の在り方に関する政府・与党合意
(06年6月20日)

■通信関連

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、**ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る**とともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

新競争促進プログラム2010
(06年9月19日)

■移動通信市場におけるビジネスモデルの検証

移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から、各レイヤーを含む移動通信市場の将来像やビジネスモデルの多様化の方向性について多角的な観点から検証するとともに、**販売奨励金やSIMロックの在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方、ユーザIDの取扱い等についても併せて検証を行う場を設け、07年夏を目途に結論を得る。**

ICT 改革促進プログラム
(07年4月20日)

■通信の競争促進

「新競争促進プログラム」を引き続き着実に推進する。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備を含む公正競争ルールの整備、**販売奨励金の在り方を含む現行販売モデルの包括的見直し、MVNOの新規参入の促進などを含むモバイルビジネスの活性化策の展開等**を図る。

モバイルビジネス研究会報告書
(07年9月18日)

オープン型モバイルビジネス環境の実現に向けた競争促進策等を提言。

モバイルビジネス活性化プラン
(07年9月21日)

モバイルビジネス活性化に向け、2011年を目標年限として展開する政策パッケージを公表。
(新競争促進プログラム2010の一環として運用)

モバイルビジネス活性化プラン評価会議において進捗状況の検証等を実施。

モバイルビジネス活性化プラン(概要)



モバイルビジネス活性化プラン(07年9月)

モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

■新料金プラン【通信料金と端末価格の分離プラン】を08年度を目途に部分導入(遅くとも2010年時点で全面的導入を検討)

各事業者に対し、検討要請文書を発出。(07年9月21日)

■販売奨励金に係る会計整理の明確化(07年度中を目途に電気通信事業会計規則を改正)

■SIMロックの解除(2010年の時点で解除義務化について最終的に結論)

■端末プラットフォームの共通化の推進(端末テストベッドの構築等)

MVNOの新規参入の促進

■MVNO事業化ガイドラインの再改定(※)による環境整備(07年度中に実施)
※コンタクトポイント明確化、事業計画の聴取範囲の明確化、法制上の解釈の明確化

■MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定(検討)

■新規周波数の割当時におけるMVNOへの配慮(検討)

モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

■消費者保護策の強化策(料金比較認定制度、コンサルティング認定制度、苦情処理機能の体制整備等)の検討

■プラットフォームの連携強化(IDポータビリティ、位置情報の利活用の推進、プッシュ型配信機能の利活用の推進等)の検討(07年度中を目途に検討開始)

通信・放送の総合的
法体系の検討
ユビキタス特区の創設

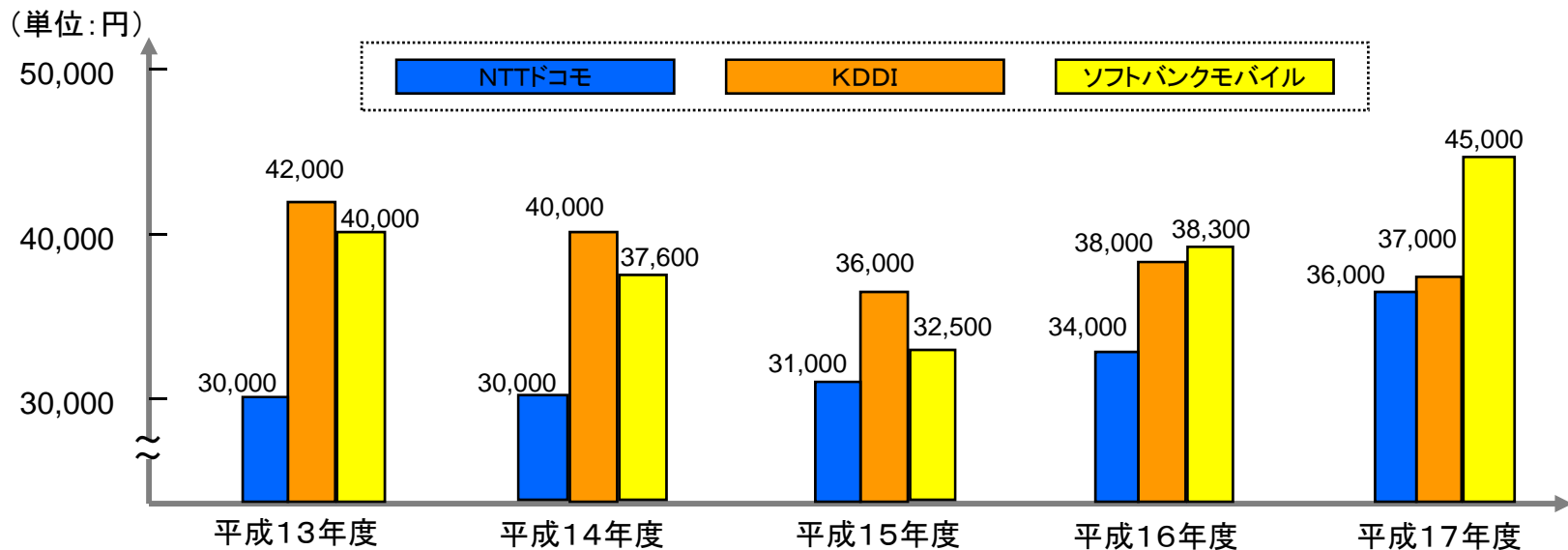
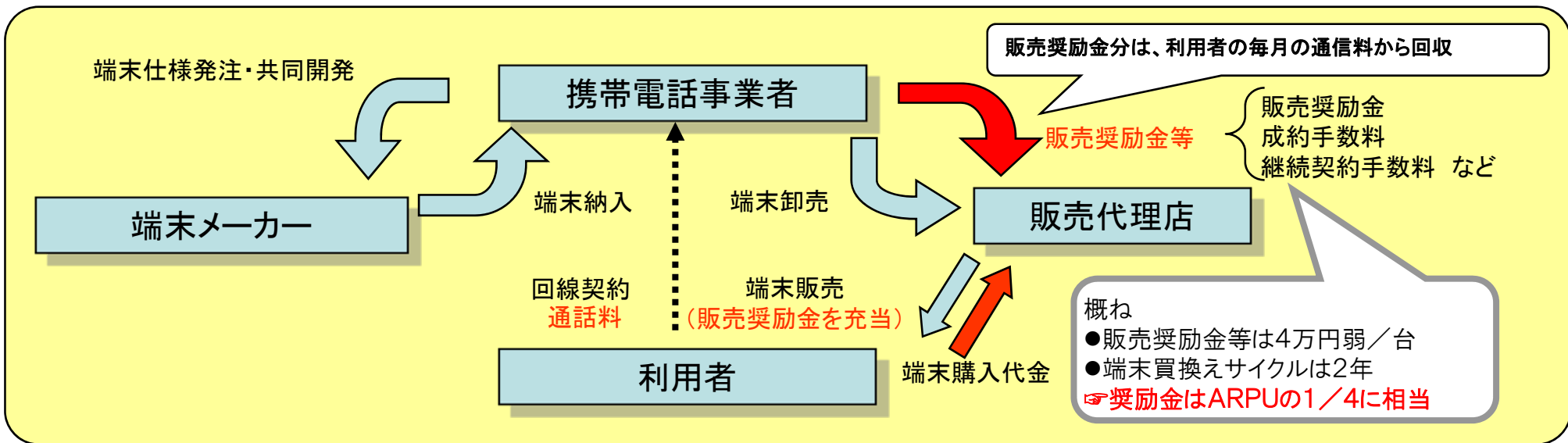
モバイルアクセス網の多様化

✓ モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

MVNOの新規参入の促進

モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

携帯電話の販売奨励金(インセンティブ)の概要



(注1) 各年度におけるNTTドコモのアンニュアルレポートより、「販売手数料」及び「端末販売奨励金」を販売奨励金等として記載。

(注2) 各年度におけるKDDIの決算資料より、「販売コミッション」を販売奨励金等として記載。

(注3) 各年度におけるボーダフォンの決算説明会資料より、「新規顧客獲得費用」を販売奨励金等として記載。

(各社決算資料等を基に総務省作成)

販売奨励金の役割

- ✓ハイエンド端末の価格を利用者に「低価格」で提示することを可能とし、**より高機能の端末に対する需要を顕在化**。
- ✓端末とサービスのバンドル化により、**端末と連携する形でサービスの多様化が進展**。

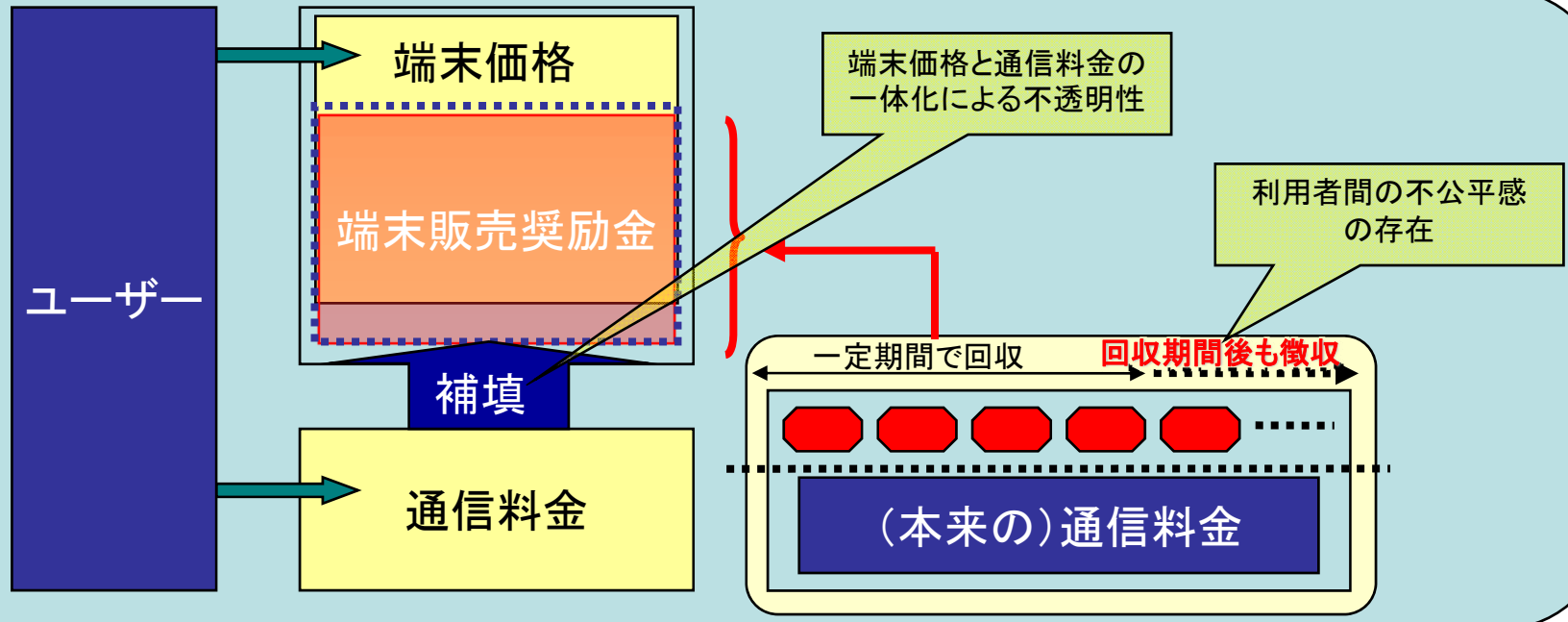
留意すべき事項

- ①利用者は端末価格の一部を**通信料金で回収されている事の認知不足**
- ②**利用者間のコスト負担の不公平感**
- ③ARPUの1/4を占める販売奨励金の存在による**通信事業者のコスト増**
- ④**端末・サービス一体化による多様性の不足**
- ⑤接続料・卸電気通信役務の原価に端末販売奨励金が含まれていることに起因する**公正競争上の問題**
- ⑥通信事業者主体の端末開発による**端末開発の多様性への制約**
- ⑦端末買い替えサイクルの長期化による**市場規模縮小に対する懸念**

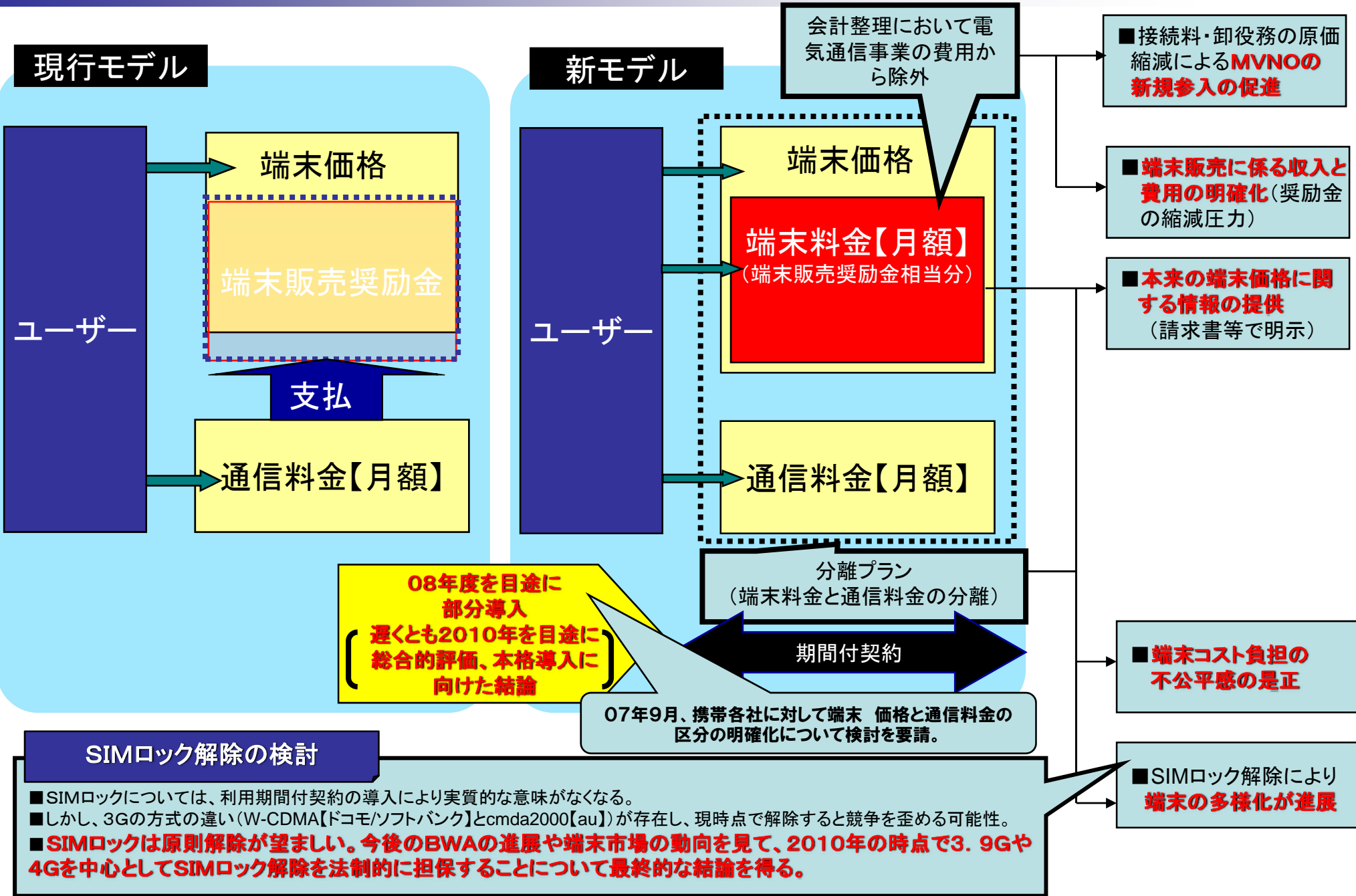
現行の販売モデル見直しの必要性

(端末価格と通信料金をそれぞれ明確に利用者に提示する方策を検討)

現行の販売モデル



モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し(2/2)



携帯電話各社の新料金プランについて

	NTTドコモ		au(KDDI)		ソフトバンクモバイル
	バリューコース	ベーシックコース	シンプルコース	フルサポートコース	ホワイトプラン
主な特徴	端末代金が高い(割賦あり)が、基本使用料が従来より安い	端末購入時に割引(15,750円)がある一方、基本使用料は従来の水準	端末代金が高いが、基本使用料が従来より安い	端末購入時に割引(21,000円)はある一方、基本使用料は従来の水準	端末代金が高い(割賦あり)が、基本使用料が従来より安い
最低契約期間	なし	2年間 (中途解約は解除料発生)	なし	2年間 (中途解約は解除料発生)	なし
料金プラン	新料金プラン(5プラン) (現行プランから1,600円割引) タイプSS:2,000円 タイプLL:13,000円	現行料金プラン(5プラン) タイプSS:3,600円 タイプLL:14,600円	新料金プラン(2プラン) シンプルプランL:2,500円 (10円/分) シンプルプランS:1,000円 (15円/30秒)	現行料金プラン(5プラン) プランSS:3,600円 プランLL:15,000円	ホワイトプラン 980円 (通話料) ソフトバンク携帯あて1~21時:無料 ソフトバンク携帯あて21~1時及び他社携帯宛て:21円/30秒
各種割引	・基本使用料割引適用(ファミ割MAX50など) ・通話料割引適用(ゆうゆうコールなど)	・基本使用料割引適用(ファミ割MAX50など) ・通話料割引適用(ゆうゆうコールなど)	※基本使用料割引適用なし ・通話料割引適用(「指定割」、「家族割」など)	・基本使用料割引適用(「誰でも割」など) ・通話料割引適用(「指定割」、「家族割」など)	・Wホワイト(ホワイトプラン+定額料(980円)で、通話料が半額) ・ホワイト家族加入で、家族間通話料24時間無料
導入日	平成19年11月26日(なお、905iシリーズ以降)		平成19年11月12日		平成19年1月16日

(注)各社の報道発表等をもとに総務省まとめ。

電気通信事業会計規則の一部改正(08年度から適用開始予定)

別表第二 財務諸表様式 様式第2 損益計算書
(記載上の注意)

2 電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払いの発生原因が電気通信事業に該当するものに限る。

	収入	費用
電気通信事業	通信事業収入	NW維持運営費 通信事業営業費 通信販売奨励金 端末販売奨励金
付帯事業 (端末販売を含む)	端末販売収入	端末販売奨励金

《電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン(案)》

【目的】

電気通信事業会計規則の改正に伴い、その適正な運用を確保するとともに、各電気通信事業者間の統一的な運用を確保することにより、電気通信事業における会計整理が適正化され、これにより、各電気通信事業者の電気通信役務の原価の適正化を図る。

販売奨励金 電気通信事業者が、

①端末設備を購入した電気通信役務の利用者 又は ②電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用であって、

i) 当該利用者による端末設備の購入 又は ii) 代理店等による電気通信役務に係る契約の締結の代理等若しくは端末設備の販売等

に応じて支払いの発生する原因が生じる費用

通信販売奨励金

「電気通信役務契約の締結・変更（契約の成立又は当該契約への新たな役務の付加等）及び維持（契約内容の一定期間の継続）並びに一定期間における電気通信役務契約数の累計」が、支払いの発生する原因である販売奨励金

電気通信事業営業損益の営業費用に該当

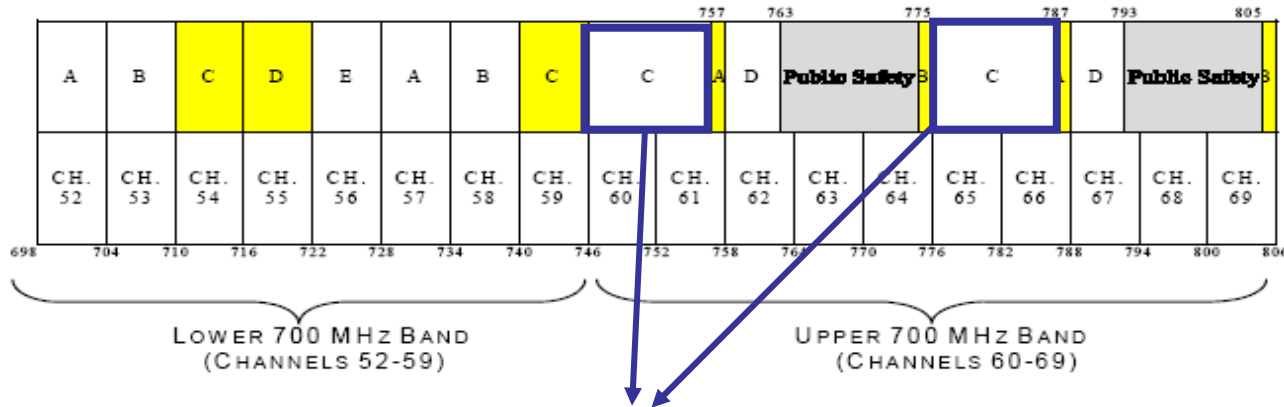
○通信販売奨励金以外の販売奨励金（端末販売奨励金等）について、電気通信事業営業損益以外へ計上（当該奨励金の金額が明確となるよう表示し、公表することが望ましい）。

700MHz帯再編に係るオープン化施策(07年7月)

■FCCは700MHz帯の再編に係る第二次報告及び命令(Report & Order)を採択(7月31日)。

□現在TVチャンネル52-69に割り当てられている700MHz帯について、デジタル放送への移行(09年2月17日)に伴い、08年1月28日までにオークションを実施する方針。

□今回の決定において、高域800MHz帯のCブロック(22MHz幅)について、**オープン・プラットフォームを条件とすることを決定**。



地域免許を組み合わせることで全国免許として入札することが可能な大規模地域免許(REALG: Regional Economic Area Grouping、付与される免許は12件)としてオークションを実施。

オープンプラットフォームの具体的内容

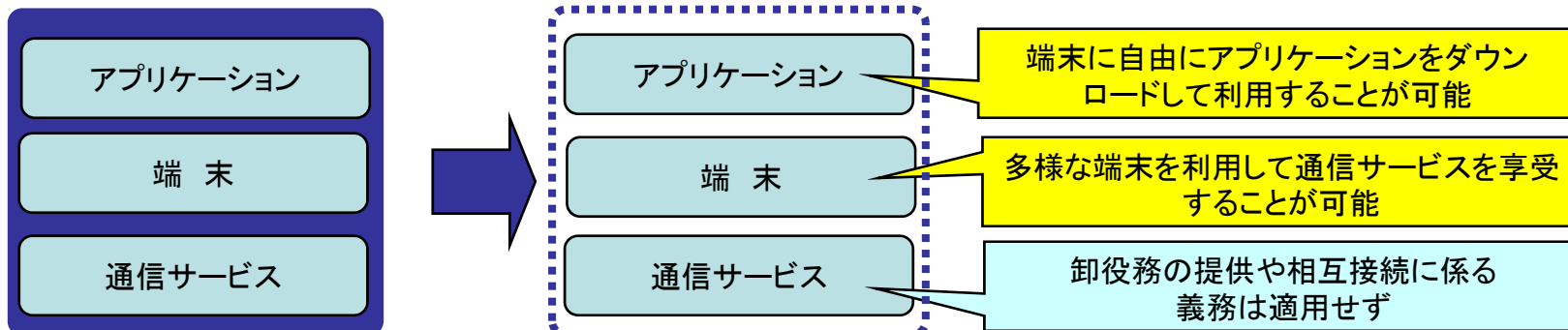
- ✓ 免許人は、端末やアプリケーションに対して、よりオープンなプラットフォームを供給することが求められる。
- ✓ 当該プラットフォームにより、ネットワークに損傷を与えないという合理的なネットワーク管理上の条件に従う限りにおいて、**消費者が自ら選択した端末を利用し、選択したアプリケーションをダウンロードして使用することが可能**となる。

米国の周波数割当におけるオープンプラットフォーム施策(2/2)

マーティンFCC委員長の声明(07年7月)-----”device and application portability”

- 消費者は、自ら選択した無線機器を使用し、またどのようなアプリケーションも当該機器にダウンロードすることが可能となる。
- 無線分野の技術革新の果実が速やかに消費者の手に渡ることを確保する。アメリカの消費者は、携帯事業者を変更しようとする、古い携帯電話を捨てて新しい携帯電話を購入することが求められ過ぎている。新しい携帯電話を購入すると、その端末上でどのアプリケーションが使えるかは、消費者ではなく、携帯事業者が決めている。
- 多くの他国では無線サービスの利用者は(サービス利用上の)制約がますます少なくなっている。例えば、事業者を変更しても、その携帯電話をそのまま利用できる。
- このオークションは、無線ブロードバンドの技術革新の次の段階に重要なインパクトをもたらす。端末やアプリケーションに対してよりオープンなネットワークは、ネットワークのエッジでの技術革新を育てるのに資する。消費者にとっても、(乗り換え後の)新しい事業者からサービスを購入する際、端末やアプリケーションの利用面で今まで以上の自由を得ることができる。
- 同様の決定は固定通信分野では数十年前に実施され、技術革新と選択の拡大が爆発的に実現した。カーターフォン裁定において、AT&Tの加入者は黒い回転ダイヤル式の電話でなく、競争的に価格設定された革新的な電話を購入することが可能となった。
- ネットワーク中立性確保の義務付け、アンバンドリング、卸(役務提供)義務などをネットワークに課すことは投資インセンティブを損なう可能性があり、こうした規制は今回適用されない。

(注)GoogleはFCCに対して書簡を送付し、4つのオープン化(①open applications、②open devices、③open services【卸役務提供の義務化】及び④open networks【ISP等への網開放義務】)の実現を要望(7月20日)。



カーターフォン裁定(68年)

- ネットワークに損傷を与えない限り、通信ネットワークに自由に端末を接続することを認めた裁定(FCC)。

スカイプのペティション(07年2月)

- 携帯事業者が携帯端末の利用に相当の影響力を有し、加入者が自由に携帯端末上でアプリケーションを稼働させることを制限しているとの認識。
- 携帯電話市場の寡占性を指摘し、携帯事業者による端末機能(アプリケーションを含む)の制限、SIMロック、携帯端末におけるVoIPの制限等の問題点を提起。
- カーターフォン裁定が携帯端末にも適用されることの確認を求めるペティションをFCCに提出(手続番号RM 11361)。

CTIAの反論(07年4月)

- カーターフォン裁定が行なわれたベル系電話会社による独占時代とは異なり、携帯市場は競争的。携帯事業者は(当時のように)端末製造を行なっておらず、端末ベンダとの資本関係もない。
- (スカイプが主張する)端末とネットワークの分離は、ネットワーク管理において重要な役割を果たしている端末の機能を無視するものであり、新規の設備投資や、ネットワークインフラやサービスの面でのイノベーションを制約。

(出典)

1. Skype, "Petition to Confirm a Consumer's Right to Use Internet Communications Software and Attach Devices to Wireless Networks" (Feb. 20, 2007) (http://gullfoss2.fcc.gov/prod/ecfs/retrieve.cgi?native_or_pdf=pdf&id_document=6518909730)

2. CTIA(Cellular Telecom Industry Assosiation), "Opposition of CTIA" (Apr. 30, 2007) (http://files.ctia.org/pdf/Comments_CTIA_Skype_Opposition_Complete_43007.pdf)

米国携帯各社によるモバイル網開放の動き

グーグル「アンドロイド」(オープン型携帯OS)の発表(07年11月)




Open

Android allows you to access core mobile device functionality through standard API calls.



Breaking down boundaries

Combine information from the web with data on the phone -- such as contacts or geographic location -- to create new user experiences.



All applications are equal

Android does not differentiate between the phone's basic and third-party applications -- even the dialer or home screen can be replaced.



Fast & easy development

The SDK contains what you need to build and run Android applications, including a true device emulator and advanced debugging tools.

ベライゾンワイヤレスの発表(07年11月)

(出典) <http://news.vzw.com/news/2007/11/pr2007-11-27.html>

■ 同社は、自社の技術基準に適合する端末およびアプリケーションについて、同社のモバイル網への接続を認める方針(”Any apps, any device” option)を公表。

> 08年初頭に、技術基準を公表予定。

> 技術基準への適合性確認のためのテスト設備を構築(所要2000万ドル)。

■ 基本的スタンス

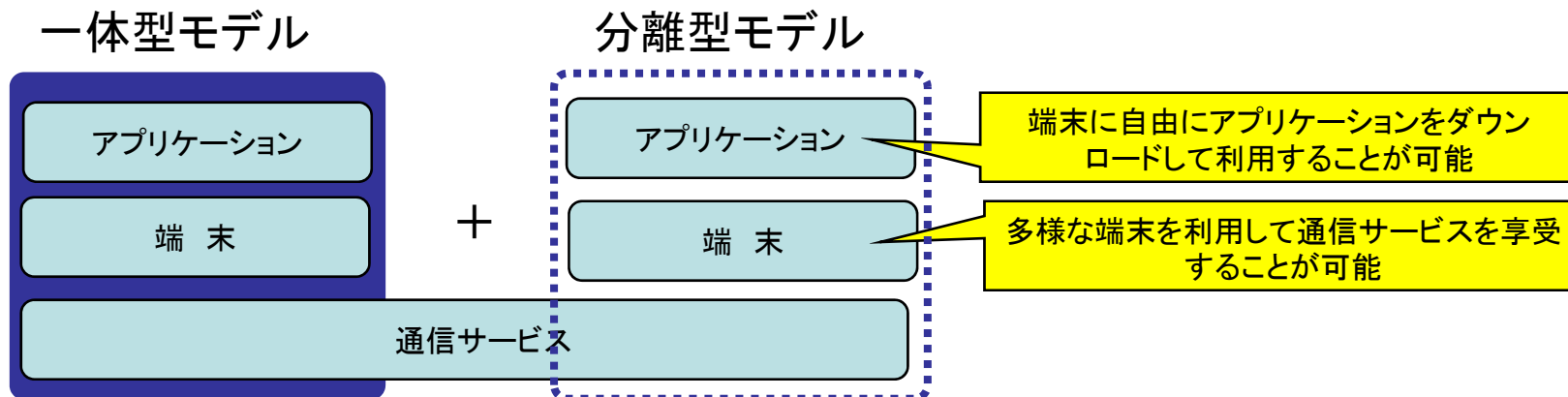
同社は引き続き端末・サービス一体型の従来販売モデルを維持するが、上記の”Any apps, any device” optionをサービス多様化の一環として位置付けている。

【報道発表(抜粋)】

“ベライゾンワイヤレスの大半の顧客はフルサービスを希望しているが、今回の発表を通じ、弊社は、ますます増加している、フルサービスとは異なる選択を希望する顧客にも耳を傾けていく考えです”

(備考) ● 07年12月、AT&Tは携帯ネットワークに自由に端末を接続できる措置を採ることを表明(07/12/06 USA Today記事)。

● 07年10月、Sprintは加入契約者による集団訴訟を受け、SIMロック解除のためのコードを原告団の加入契約者に配布する旨の和解に応じた(カリフォルニア州Akameda郡上級審)



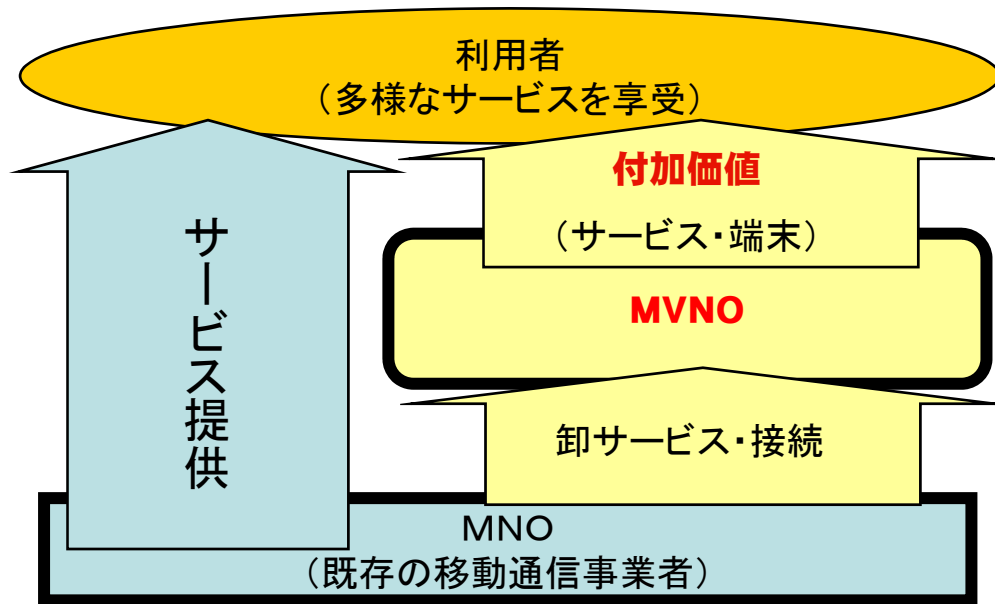
モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

✓ MVNOの新規参入の促進

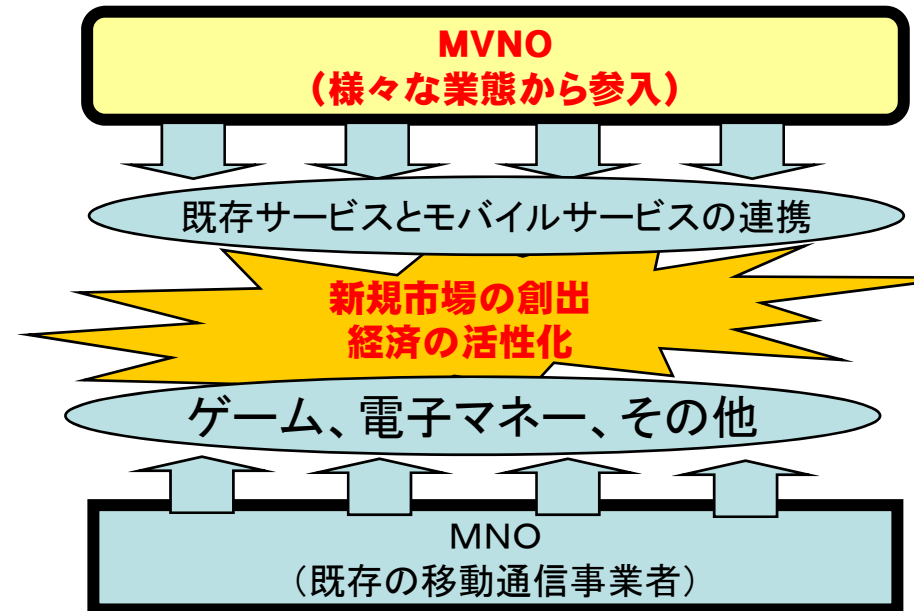
モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

- **MVNO** (Mobile Virtual Network Operator) は自らは無線設備を設置しないで通信サービスを提供。
- **MNO** は単に通信サービスを提供する枠を越え、音楽・ゲーム配信などのコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出、金融サービスとの連携など、**垂直統合型のビジネス**を展開。
- **MVNO**として他業態から**移動通信市場**への参入を促し、**新しいビジネスモデル**の登場を期待。
- **MNO**と**MVNO**との”**win-win**”の関係を構築。

サービスの多様化



新規市場の創出



MVNOの新規参入の促進による
移動通信市場の活性化(サービス多様化の実現)

MVNOの参入動向(一部)

MNO	MVNO(サービス名)	サービス概要(事業開始時期)
NTTドコモ	象印マホービン(みまもりほっとライン)	ポットに無線通信機を内蔵、その情報を携帯電話やPCから確認可能
	IIJ(IIJモバイルサービス/タイプD)	法人向け3.5G(HSDPA)による下り最大3.6Mbpsの高速データ通信(08年1月)
KDDI (au)	いすゞ自動車(みまもりくんオンラインサービス)	車両運行データを収集、解析し、提供。最大40%の燃料費削減、安全運行を可能に。
	日本緊急通報サービス(HELPNET)	事故や急病時に車両の位置情報を発信
	セコム(ココセコム)	基地局情報+GPS機能を活用して迷子やお年寄り、車両の位置情報を把握
	トヨタ(G-BOOK)	①事故や急病時に車両の位置情報を発信 ②オペレータによる目的地検索 ③ハンズフリー電話 など
	京セラコミュニケーションシステム(KWINS 3G)	専用カードによるデータ通信
ソフトバンク モバイル	ウォルト・ディズニー(ディズニー・モバイル)	ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス(08年3月予定)
イー・ モバイル	NECビッグロブ(BIGLOBE高速モバイル)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbps(08年3月から)の高速データ通信(07年12月)
	ニフティ(@nifty Mobile BB)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbps(08年3月から)の高速データ通信(07年12月)
	So-net(bitWarp(EM))	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年2月)
	IIJ(IIJモバイルサービス/タイプE)	法人向け3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年3月)
	ASAHIネット(超割モバイル)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年3月予定)
ウィルコム	日本通信(b-mobile)、ニフティ(@nifty MobileP)等	専用PHSカード等によるデータ通信
	CSC(My Access)	監視カメラや玩具、センサーに組み込んでデータ収集、遠隔操作
	ジュピターテレコム(J:COM MOBILE)	「ウィルコム定額プラン」の再販
	ユビキタス(どこ・イルカ)、加藤電機(イルカーナ)	子供の位置情報把握

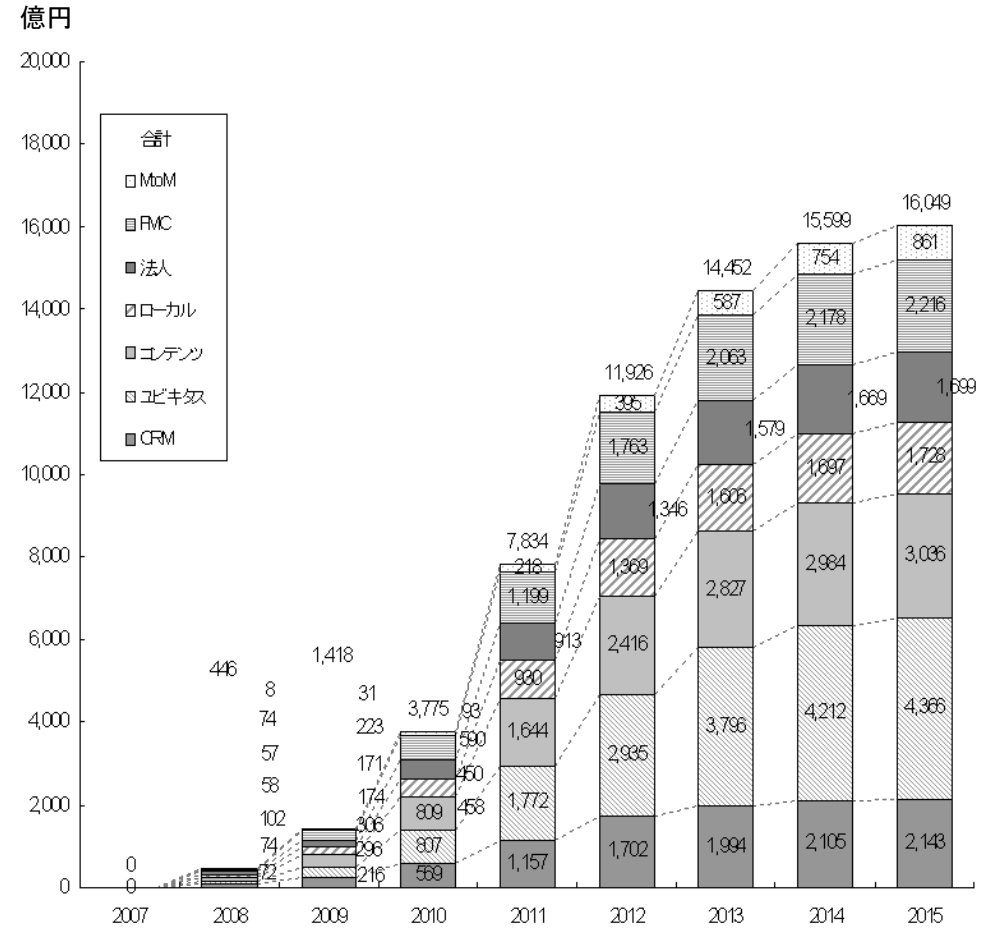
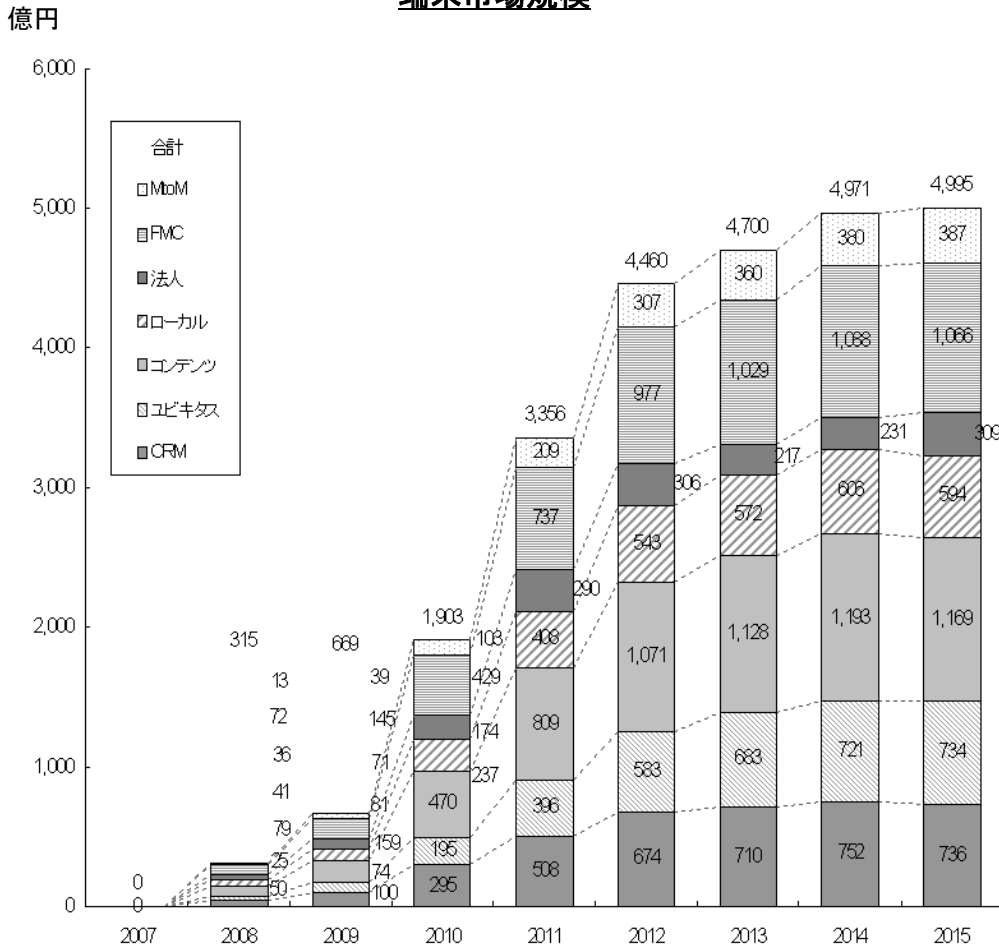
※赤字は最近の動向。(各社のウェブページ等を基に作成)

MVNOの新規参入促進による市場拡大効果(試算)

- 2015年におけるMVNO関連の端末市場規模約5千億円、通信料並びにそれに付随する付加収入は合計約1兆6千億円

端末市場規模

通信料+付加収入規模



MVNOの新規参入促進によるモバイルサービスの多様化

- FMCサービスの普及(固定系事業者によるMVNO)
- 地方ISPやCATVによるローカルMVNOの登場
- 他業態における経営資源を通信サービスに組み合わせたMVNOの登場によるシナジー効果
- ベンチャー系企業やSIerによるMVNOによる法人向けサービスの提供
- MVNO独自の端末・サービスの開発促進(先進性の高いモバイル市場をテストベッドとした新事業の創出)
- MVNO参入による周波数資源の有効活用

MVNOの新規参入促進に向けた取組

- 行政における担当窓口の明確化(07年9月、事業政策課内にMVNO支援相談センターを設置)
- 卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表(各事業者に対し検討を促すとともに、各事業者の動向を注視)
- MVNO事業化ガイドラインの再見直し(07年度中に再改定)
 - ① コンタクトポイントの明確化
 - ② 事業計画の聴取範囲の明確化
 - ③ 事業者間接続等に関する法制上の解釈の明確化 等
- 新規システムに係る周波数の割当時におけるMVNOへの配慮

日本通信・NTTドコモの事業者間紛争事案

裁定申請事項	日本通信の主張	NTTドコモの主張	総務大臣裁定
	平成19年7月9日裁定申請	平成19年7月31日答弁書提出	平成19年9月21日裁定案諮問、同年11月22日答申、30日裁定
1 NTTドコモの区間におけるサービスの内容	日本通信のサービスの提供に必要な範囲内で自然に決定されるもの	ユーザーに対して直接サービスを提供する責任を負うNTTドコモがその内容等を決定すべきもの	○裁定対象とは認められず、裁定を行わない。 なお、ドコモと日本通信は協議を行い、接続協定に基づく接続条件等に従った形でのサービス提供を行うことが求められる。
2 利用者料金の設定	「エンドエンド料金」とし、日本通信が利用者料金を設定	「ぶつ切り料金」	○利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当。
3 エンドエンド料金とする場合の接続料体系	帯域幅当たり定額制課金	仮にエンドエンド料金の場合は、パケット当たり従量制課金	○帯域幅課金（定額制）を採用することが相当。 なお、具体的な接続料金の算定方式については裁定事項4の問題。
4 接続料の金額	適正原価＋適正利潤 算定根拠に関する情報開示と詳細な検討が必要	接続料：原価に基づきパケット単位で計算	○細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 協議継続に当たっては、算定方式の合理性の検証が求められ、これに代入すべきデータについては可能な限り開示すべき。
5 開発を要する機能、費用負担等	①開発内容・費用が疑問であり、不合理 ②本件開発項目は移動通信事業者が当然具備しておくべきものであるから、NTTドコモが費用負担すべき	本件の開発は日本通信の要望に従うために特別に必要となる開発であり、費用は、日本通信が負担すべき	○細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 ただし、費用負担については、接続要望に伴う追加コストである以上、原則、日本通信において応分負担すべき。また、通信障害等を起こさずに、全利用者が公平に電波の利用を享受できるようにするMNOの責務に配意。 協議継続に当たっては、開発費用の検証に客観性を確保するとともに、その内訳について可能な限り開示すべき。

【注】総務大臣に対する勧告

- 本裁定の内容をMVNO事業化ガイドラインに反映することの他、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行ない、所要の措置を講じること。

ガイドラインの目的

- ✓ 今後、急速な技術革新等を踏まえ、MVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、02年6月MVNOの関連法規(電気通信事業法・電波法)の適用関係に関する「MVNO事業化ガイドライン」を策定。

ガイドラインの改定(07年2月)

1. **ガイドラインの目的等**
2. **電気通信事業法に係る事項**
 - (1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続き
 - (2) **MVNOとMNOとの関係**
 - (3) **協議が整わなかった場合の手続き**
 - (4) MVNOによる端末の調達
 - (5) 電気通信番号(電話番号)管理
 - (6) MVNOと利用者との間の契約関係
 - (7) 提供条件の説明及び苦情等の処理
 - (8) その他
3. **電波法に係る事項**
 - (1) 事業開始の際に必要な手続き
 - (2) **MVNOとMNOの関係**
4. ローミングに係る事項(電気通信事業法及び電波法)
5. 見直し

✓ ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲として、**MVNO及びMNOに加え、MVNE(Mobile Virtual Network Enabler)**についても定義。

✓ MNOとMVNOの関係は、**卸電気通信役務の提供又は事業者間接続のいずれの形態も可能**(当事者間で選択)である旨を明確化。

✓ MNOが**接続に応じる必要がない場合を具体的に列挙**。

- MNOの電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合(⇒接続申込みに応じる結果、周波数不足等により当該MNOの利用者への役務提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由がある場合)
 - 接続がMNOの利益を不当の害するおそれがある場合
 - MVNOが接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれ等がある場合
 - 接続に応じるための回線設備の改修等が技術的・経済的に著しく困難な場合
- 【注】MNOとMVNOの関係に照らし、具体的な拒否可能な事例を明示。

✓ 卸役務提供・接続の2つの形態に係る**MNOとMVNOとの間の紛争処理手続き(あっせん・仲裁・裁定等)**について、**具体的手続きを整理**。

✓ **MVNOの使用に係る周波数についてもMNOの利用として扱われる旨を明確化**。

(注) **赤字部分**が改定を行なった箇所。

モバイルビジネス活性化プラン(07年9月)

- ✓ 「MVNO事業化ガイドライン」について、MNOコンタクトポイントの明確化、MNOによる事業計画の聴取範囲の明確化、MNOとMVNOとの間における事業者間接続等に関する法制上の解釈の具体化等を図る観点から、2007年度中にその見直しを実施。

紛争処理委勧告(MVNO参入促進のための環境整備)(07年11月)

- ✓ 日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定内容を「MVNO事業化ガイドライン」に反映させること等を総務大臣に対し勧告。

ガイドラインの再改定(07年度中)

提案募集(07年11月27日～08年1月11日) → 再改定案について意見募集 → 08年3月を目途にガイドライン再改定

趣旨

地域活性化は喫緊の課題。しかし、ITの有効活用は道半ば。今後、地域への支援をより強力かつ迅速に政府一体として実施するため、本年2月にIT戦略本部において取りまとめたもの。

【本プログラムにおける総務省施策】

1. 活性化に取り組む地域に対する支援

(1) 情報通信基盤の整備支援

> ブロードバンド・ゼロ地域の解消

「情報通信基盤の整備はIT利活用の大前提である。そのため、2010年度のブロードバンド・ゼロ地域の解消の実現に向け、支援強化期間中にブロードバンド・ゼロ地域を可能な限り解消することを目指し、前倒しでの取組を進める。」

> 携帯電話不感対策

「国民生活に不可欠なサービスとなりつつある携帯電話については、不感対策として、今後の整備に関する目標設定について検討し、基地局施設等の整備を推進する。」

> 2011年の地上デジタル放送への完全移行

(2) 行政・地域の情報化の支援

> 地域ICT利活用モデル構築事業、

地域イントラネット基盤施設整備事業、地域情報プラットフォーム推進事業

> ユビキタス特区事業

> 地域情報化アドバイザー体制の整備、ICT利活用ノウハウの普及

(3) 人材育成・活用支援

> 情報通信人材研修事業支援制度

2. 中小企業の生産性の向上や地場産業の成長力強化への支援

(1) 生産性向上支援

> 生産性向上のためのICT共通基盤整備

(2) 地域産業の再生支援

> ふるさとケータイ事業

「国民に広く浸透している携帯電話を活用し、『ふるさとケータイ事業』(地域を対象とするMVNO)を実現することにより、地域の活性化、地域住民へのサービス向上等を実現できる。このため、事業参入のためのガイドラインの整備や卸電気通信役務の料金の透明性の確保等に早急に取り組み、MVNOの円滑な実現を推進する。」

3. 地域における安心・安全で豊かな暮らしの実現のための支援

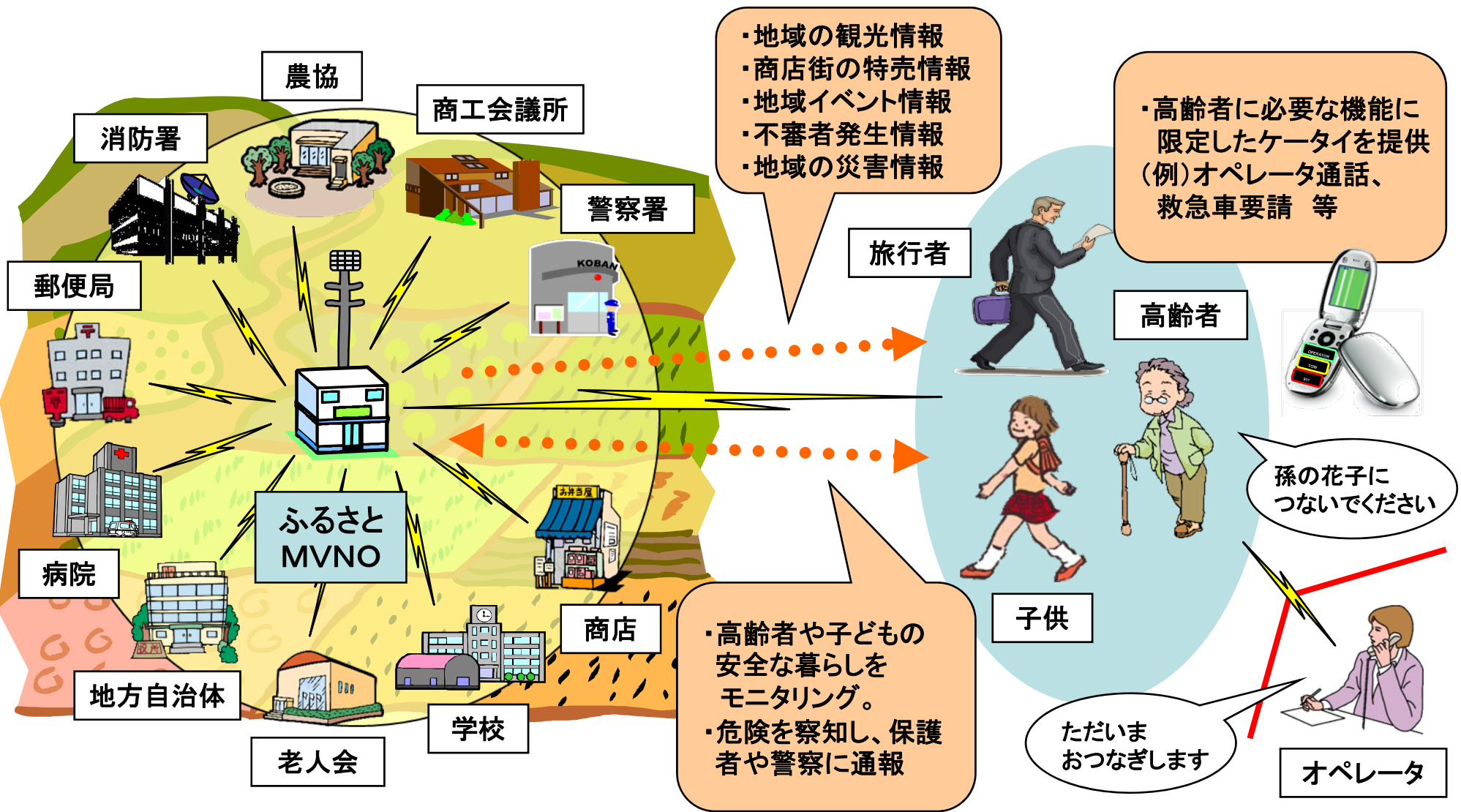
(1) 豊かな暮らしの実現支援

- > テレワーク共同利用型システム実証実験
- > 遠隔医療モデルプロジェクト

(2) 安心・安全対策支援

- > 児童・独居老人の見守り等、地域生活に密着した分野におけるITを利活用した取組モデルの構築
(地域ICT利活用モデル事業として実施)

「ふるさとケータイ事業」のイメージ



地域の絆とつながりの復活、地域産業の振興、地域社会の再生に貢献

Jitterbug (米国) の概要

- Jitterbugを販売するGreatCall社はSprint社のMVNOで、高齢者向けの携帯電話事業を行っている会社。
- 料金は月額10ドルから。通常の通話の他、オペレータに電話をすると1回あたり5分+実際の通話時間分の通話料が必要。
- Jitterbugオペレータに電話したい相手の名前を伝えれば、その相手に転送。コミュニティ内の交流を活性化するのに適している。



YES/NOボタン

YES/NOを選んで操作できるため、簡単に操作することが可能。

オペレータボタン

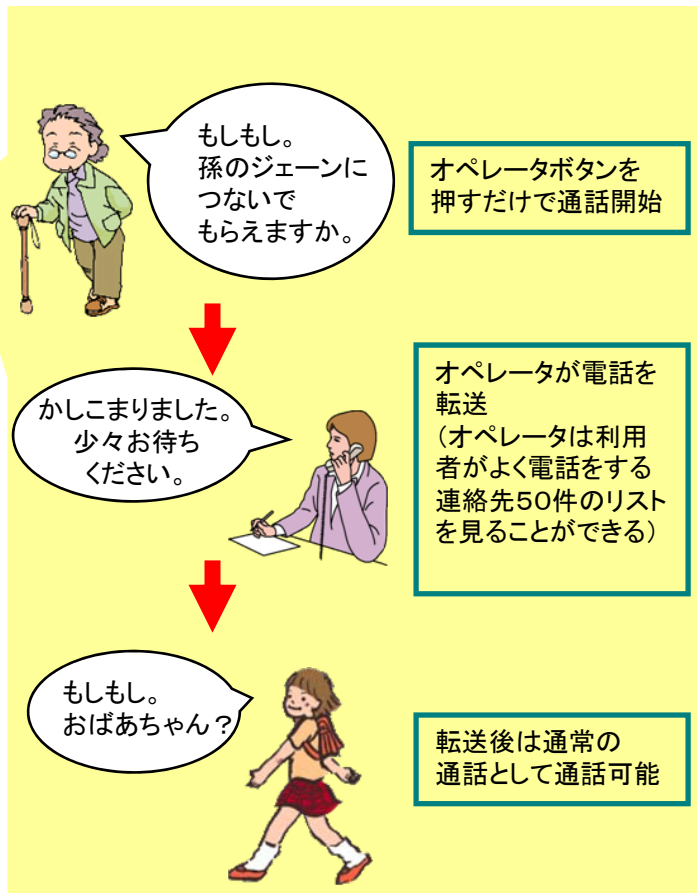
Jitterbugオペレータに電話。複雑な操作はオペレータが行ってくれる。

ダイレクトダイアルボタン

あらかじめ登録した番号に電話。ボタンは「FRIEND」「HOME」「TOW」「WORK」「MY PHONE」の中から選択可能。

911ボタン

緊急通報サービスに電話。



Jitterbugのカバーエリア



■ Jitterbug利用可能

- 全米で利用可能
- 推定ユーザー数10,000人 (2007年9月現在)

ふるさとケータイ事業の推進方策

- 地域の医療・介護・安心安全等様々な地域のニーズにきめ細かく対応することができる「ふるさとケータイ事業」(地域を対象とするMVNO)の登場を促すことにより、地域産業の振興や地域社会の再生に資することが考えられる。
- ふるさとケータイ事業については、地方公共団体等が中心となって組成することが考えられるが、そうした取組みを推進するために国として実施すべき具体的取組みとして例えば以下のものが考えられる。
- 具体的には、機能を絞った端末(主としてデータ端末)で介護、健康づくり、高齢者・児童等の見守り、行政情報等の提供を行うふるさとケータイ事業を展開する場合、ネットワーク基盤の整備や公共アプリケーションの開発等についての支援策を検討することが必要であると考えられる。
- また、その前提として、モデル事業を実施することにより具体的な事業展開に際しての課題やその解決策を探ることも必要であると考えられる。
- これらの取組み等を通じて当該事業の立上げに向けたマニュアルを関係者間で作成する等、ベストプラクティスの情報共有化を図ることも必要であると考えられる。
- 他方、地方においては、無線技術等の専門家が不足していること等に鑑み、当該事業に関心を有する地方公共団体、通信事業者、メーカー等で構成する協議会等を開催し、情報共有と課題解決に向けた検討を進めることも有効であると考えられる。
- また、当該事業を円滑に地域において立ち上げるためには、例えば複数の地方公共団体において共同端末を調達し、これに地方特性に応じたアプリケーションを実装することを可能とすることにより、端末調達のロットを拡大し、調達コストの削減を図ることも有効と考えられる。
- さらに、ふるさとケータイ事業において所要経費の算出等が困難であることから、携帯各社において標準的な卸料金プランを提示することについても検討に値するものと考えられる。

(出典)総務省「デジタル・ディバイド解消戦略会議第一次報告書(案)(08年2月)

08年6月の最終報告を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定予定。

モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

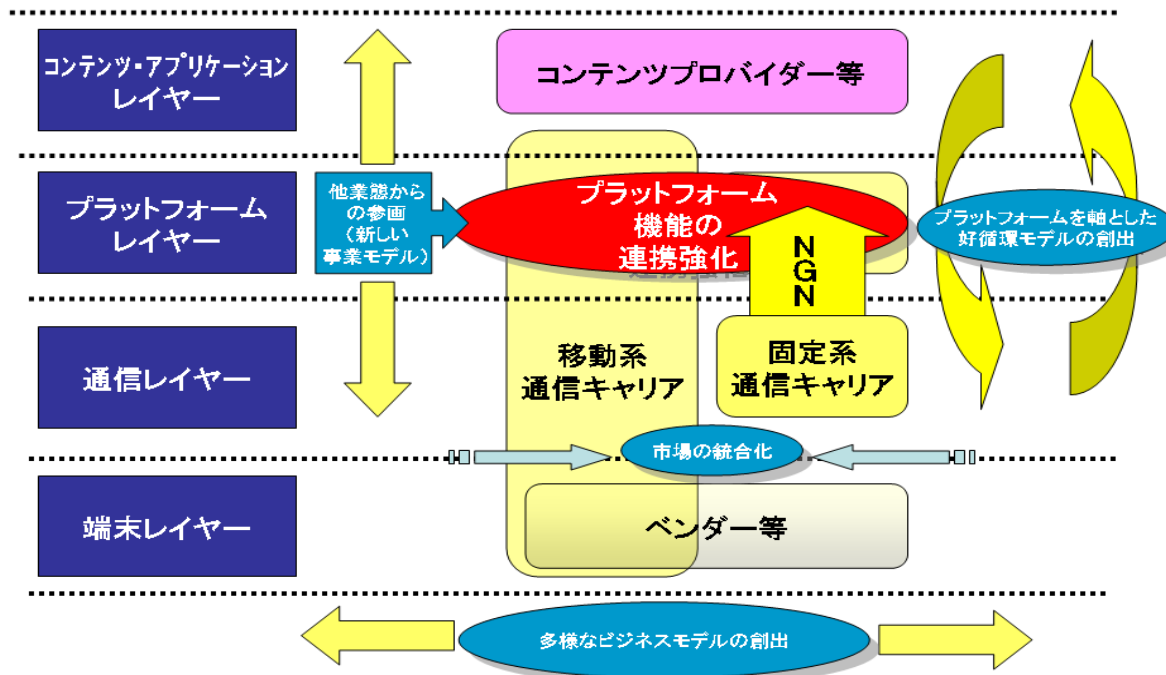
MVNOの新規参入の促進

✓ モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

開催目的

ブロードバンド化やIP化の進展に伴い、**コンテンツ・アプリケーションをブロードバンド網で円滑に流通させる上で必要不可欠な認証・課金等のプラットフォーム機能の連携強化を図り、新事業の創出を促進するための市場環境整備のための課題整理と今後の政策の方向性を検討**することを目的として開催する。

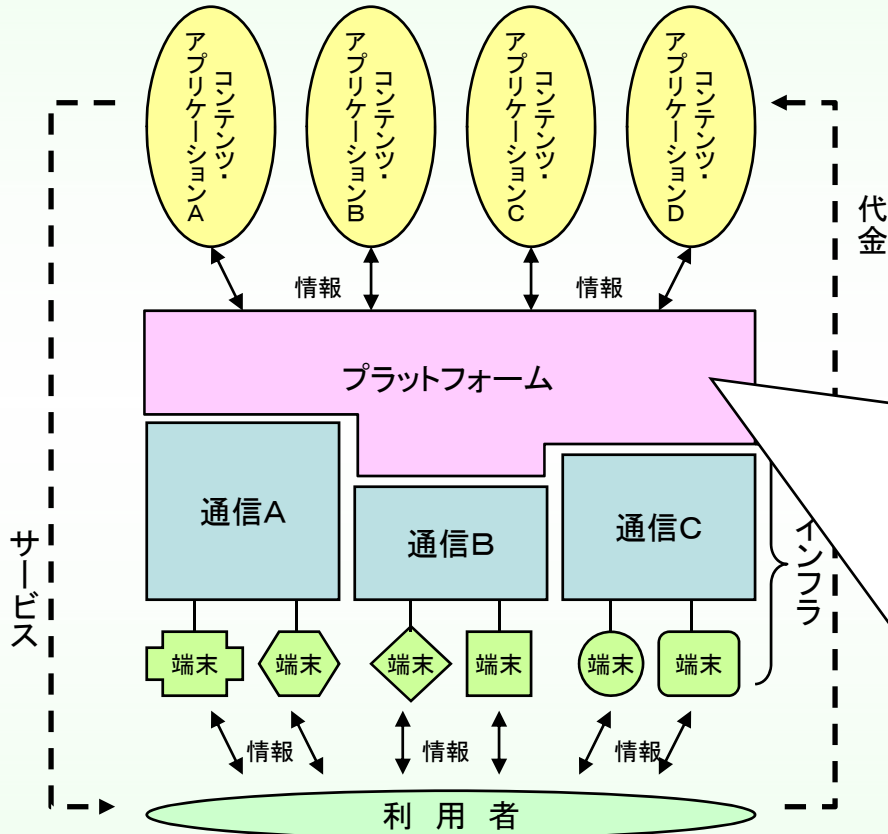
プラットフォーム機能の連携強化(イメージ)



新競争促進プログラム2010(07年10月改定)

➤固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS制御、デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID等を含むプラットフォーム機能の利活用等について、**07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に取りまとめ**を行なう。その際、携帯端末のAPI(Application Programming Interface)のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。

プラットフォームを活用したサービス提供の模式図



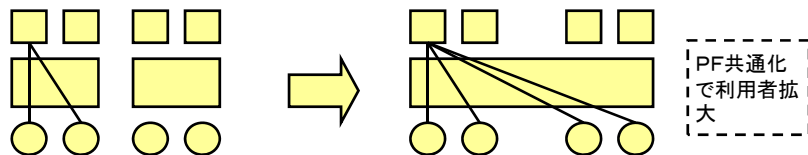
代表的なプラットフォーム層の機能

<p>アプリケーション 利用に係る 取引仲介機能</p>	<p>アプリケーション利用者・提供者の信頼性を担保して、取引を円滑に行う機能 例) ネット通販、ネットオークション</p>	<p>アプリケーション 提供の与信機能</p>	<p>ネットワーク上のアプリケーションが真正の事業から提供されている事与信する機能 例) PKI、インターネットマーク</p>
<p>アプリケーション を集約化する ポータル機能</p>	<p>アプリケーションをユーザーが利用しやすいように整理・分類・集約してメニュー化する機能 例) 各種ポータルサイト</p>	<p>取引手順やデータ形式等のシステム基盤機能</p>	<p>低コストで電子商取引が行えるために、業界等で取引手順や扱うデータ形式を整備・統一する 例) EDI、XBRL (eXtensible Business Report Language)</p>
<p>ユーザーの 本人確認等の 認証機能</p>	<p>ユーザーが本人かどうかを認証して、なりすまし防止する機能 例) 民間認証局、公的個人認証基盤</p>	<p>価格形成や品質評価等の市場機能</p>	<p>消費者同士の情報交換により、価格形成や品質評価が行われる機能 例) 価格比較・商品情報サイト</p>
<p>ユーザに対する 契約・課金等の 代行機能</p>	<p>日本中、世界中の店舗で特別な手続きなしに財・サービスを購入することができるように契約・課金を代行する機能 例) クレジットカード、電子マネー</p>	<p>著作権等の知的財産管理機能</p>	<p>デジタルコンテンツのコピープロテクションを含める知的財産権を保護・管理する機能 例) DRM、XrML (eXtensible rights Markup Language)</p>

- ① 経済性の向上 …… 規模の経済や範囲の経済によるコスト低減の実現。
- ② イノベーションの促進 …… 新規参入の促進による新事業・新サービス創出。
- ③ 公正競争の確保 …… 競争促進によるサービス多様化・料金の低廉化の実現。
- ④ 消費者利便の向上 …… ネットワーク効果を通じた消費者の選択の自由度の拡大。

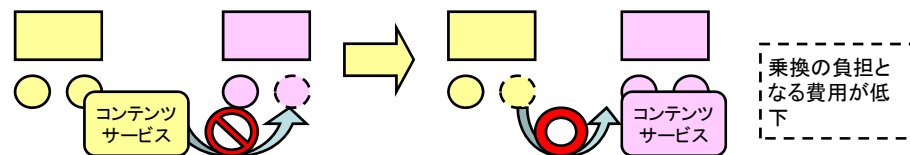
【①経済性の向上】

- ネットワークに接続された多数の利用者を獲得することによる費用低下(規模の経済)
- 異なる事業領域を獲得することによる多角化(範囲の経済)



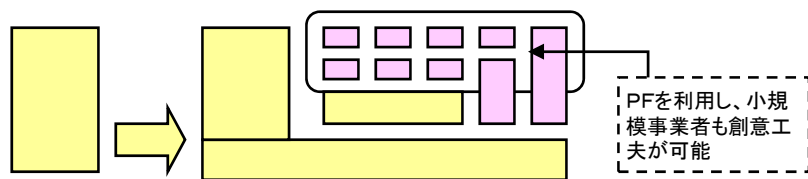
【③公正競争の確保】

- 利用者の乗換費用(スイッチングコスト)が低下
- コンテンツ・アプリケーション分野の公平な競争環境の実現に貢献
- 事業者間の公正な競争を確保



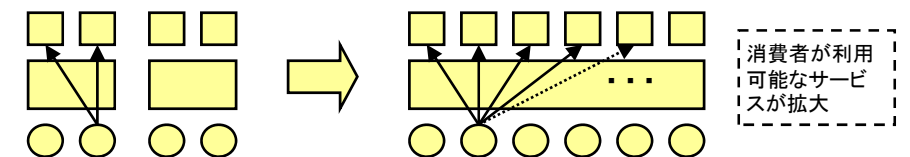
【②イノベーションの促進】

- 小規模な事業者であっても得意領域に集中することが可能、新規事業創出・ビジネスモデル多様化等を促進
- 硬直的な事業構造による弊害を回避し、付加価値を生む「新結合」が可能に(連結の経済)



【④消費者利便の向上】

- 同じサービスを利用する消費者の数が増加
- コンテンツ・アプリケーションの多様性の拡大やサポートの充実などを通じ、消費者の利便が向上する(ネットワーク効果)



モバイルビジネス研究会報告書(07年9月公表)

プラットフォーム機能の連携強化

MNOの保有する認証・課金機能等を、MVNEやMVNOをはじめとする多様なサービス提供事業者が活用できるようにすることにより、ビジネスモデルの多様化や新事業の創出が図られる可能性が大きい。

1)ユーザーIDの利活用の推進

- 現在、モバイルビジネスにおいては利用するコンテンツやネットワークごとに異なる認証方式を用いている。このため、利用者がコンテンツを利用する場合、これに対応した相異なるユーザーIDとパスワードを入力することが必要である。しかし、ユビキタス化が進展する中、1回のユーザー認証により複数のコンテンツやネットワークを利用できるようになれば、利用者利便が著しく向上することが期待される。
- IDポータビリティを実現するため、研究開発や標準化を含む技術的な観点からの検討に加え、IDポータビリティを利用した様々なサービスが創出されることから、費用面・制度面からの検討を同時並行的に進め、2010年の時点で実現する方向で結論を得ることが望ましい。その際、SIMカードを携帯端末に限らず広くネットワークに接続される多様な端末において、ユーザーIDを認証するためのツールとして活用することについても具体的な検討を進めていくことが適当である。

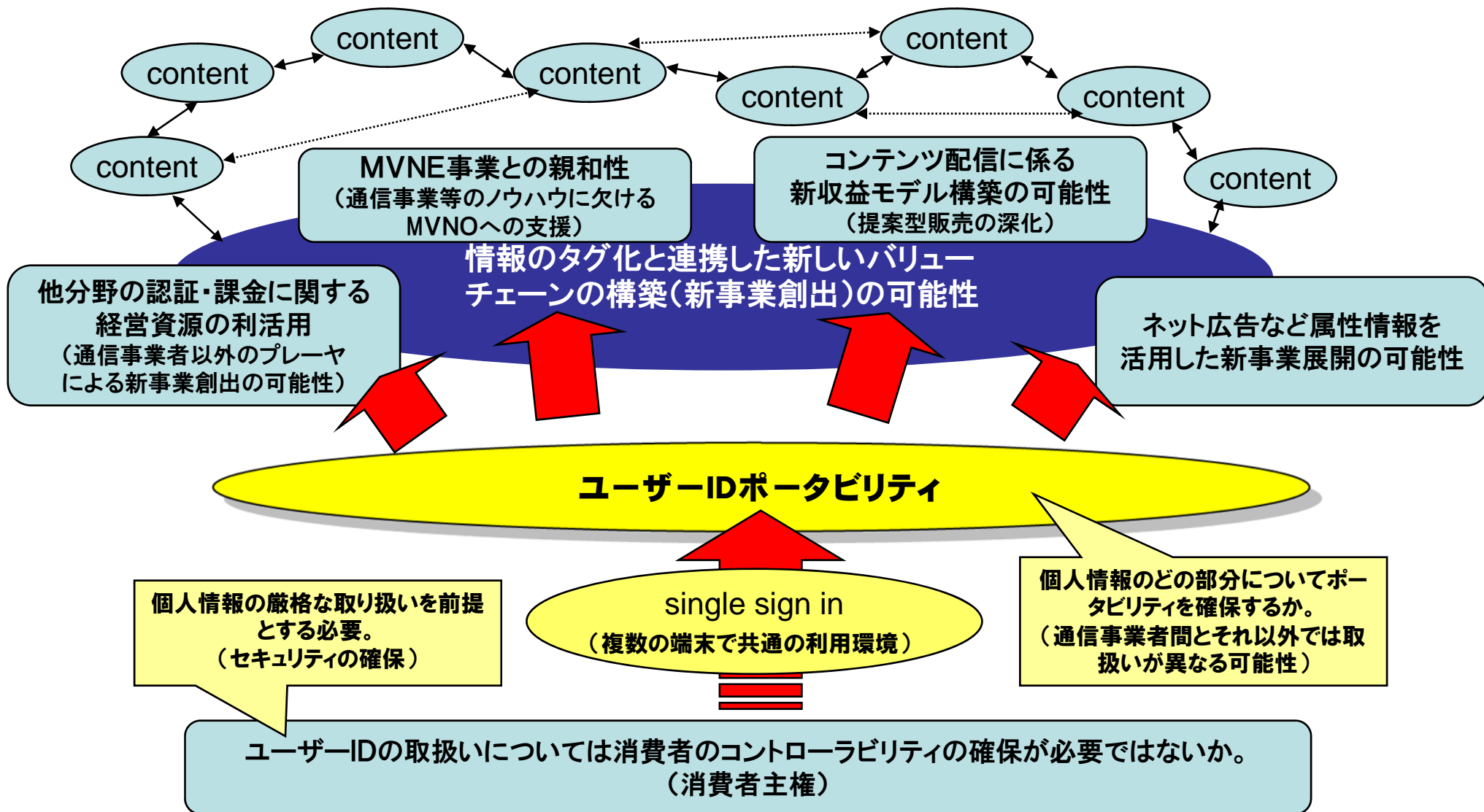
2)位置情報の利活用の推進

- MNOがHLR(Home Location Register)で管理する端末のプレゼンス情報やGPS機能について、MVNO等も適正な対価で利用できるようにすることにより、付加価値の高い新事業創出が促される可能性がある。

3)プッシュ型配信機能の利活用の推進

- プッシュ型配信機能については、一部の端末(windows mobile OS及びシンビアンOSベース)を除き、MNOのプッシュ型配信機能をMVNOが利用することができない状況にある。しかし、当該機能の利用を促進することにより、メールの転送機能などFMCサービスの連携に向けたサービスの多様化が進展する可能性がある。

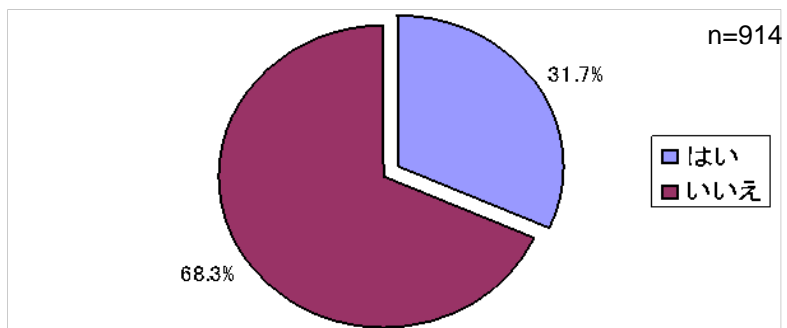
情報の関連性(タグ化)とユーザー属性のマッチングをより容易化することで付加価値性の高い事業が生まれる可能性。



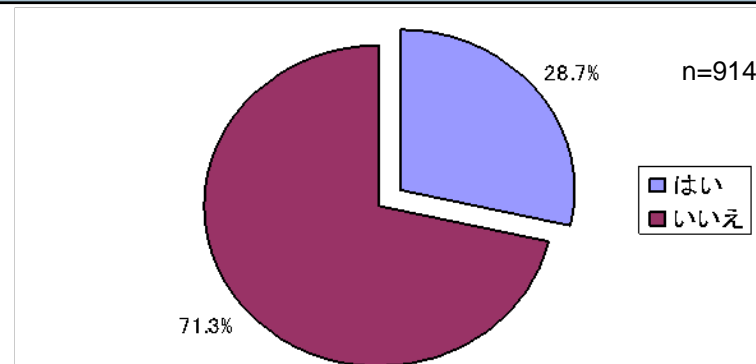
ポータブルなサービスへの利用意向

一定の手数料等を支払えば、携帯電話会社を変更した場合において、以下のサービスが引き続き利用できるような仕組みがあった場合の利用意向を調査。

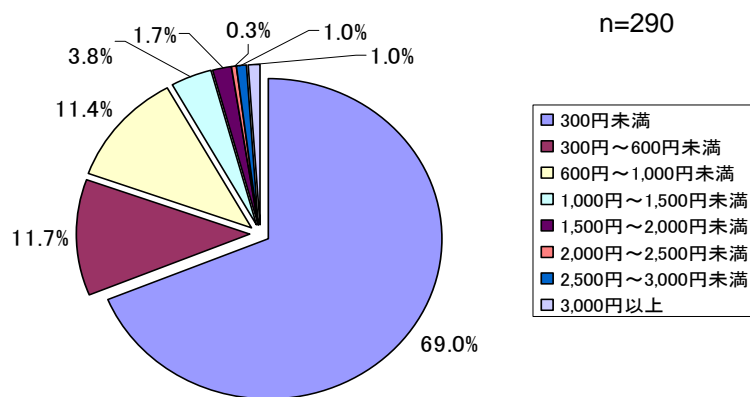
①メールアドレス(携帯電話会社以外のメールアドレス)の継続利用に対する利用意向



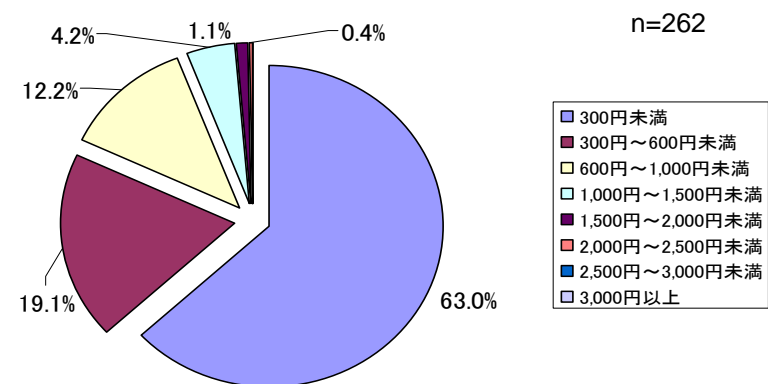
②ダウンロードしたコンテンツの継続利用に対する利用意向



①メールアドレス(携帯電話会社以外のメールアドレス)の継続利用に対する支払額



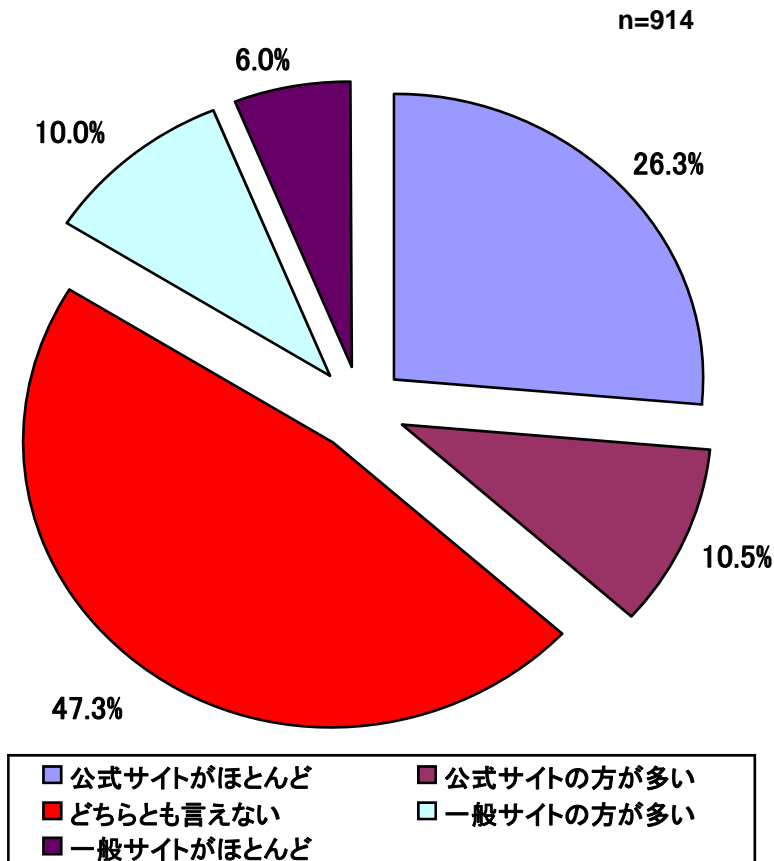
②ダウンロードしたコンテンツの継続利用に対する支払額



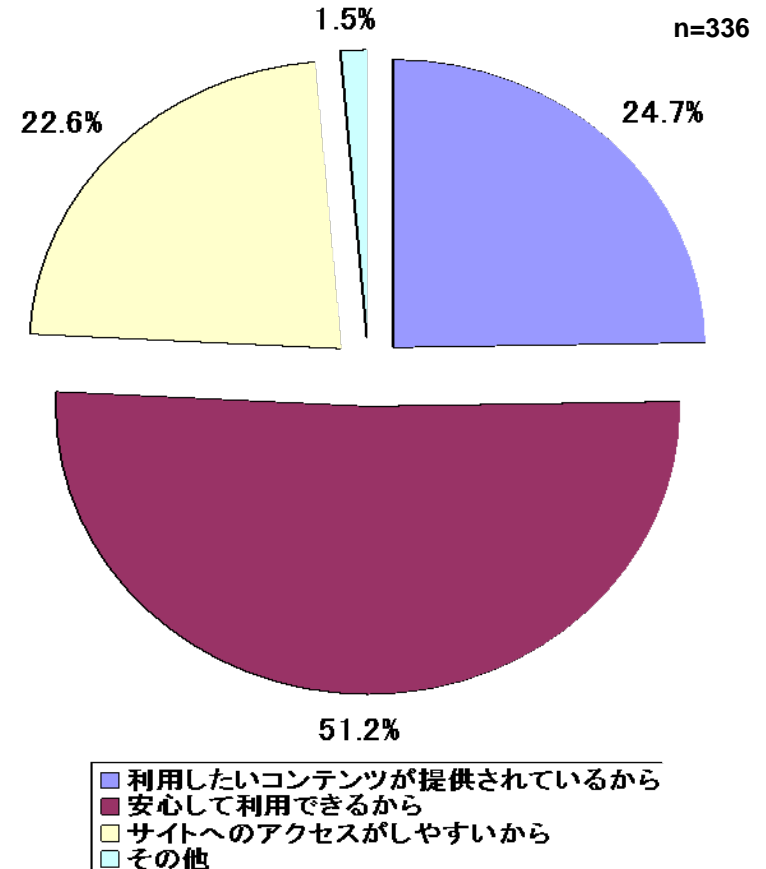
「公式サイト」と「一般サイト」の利用意向

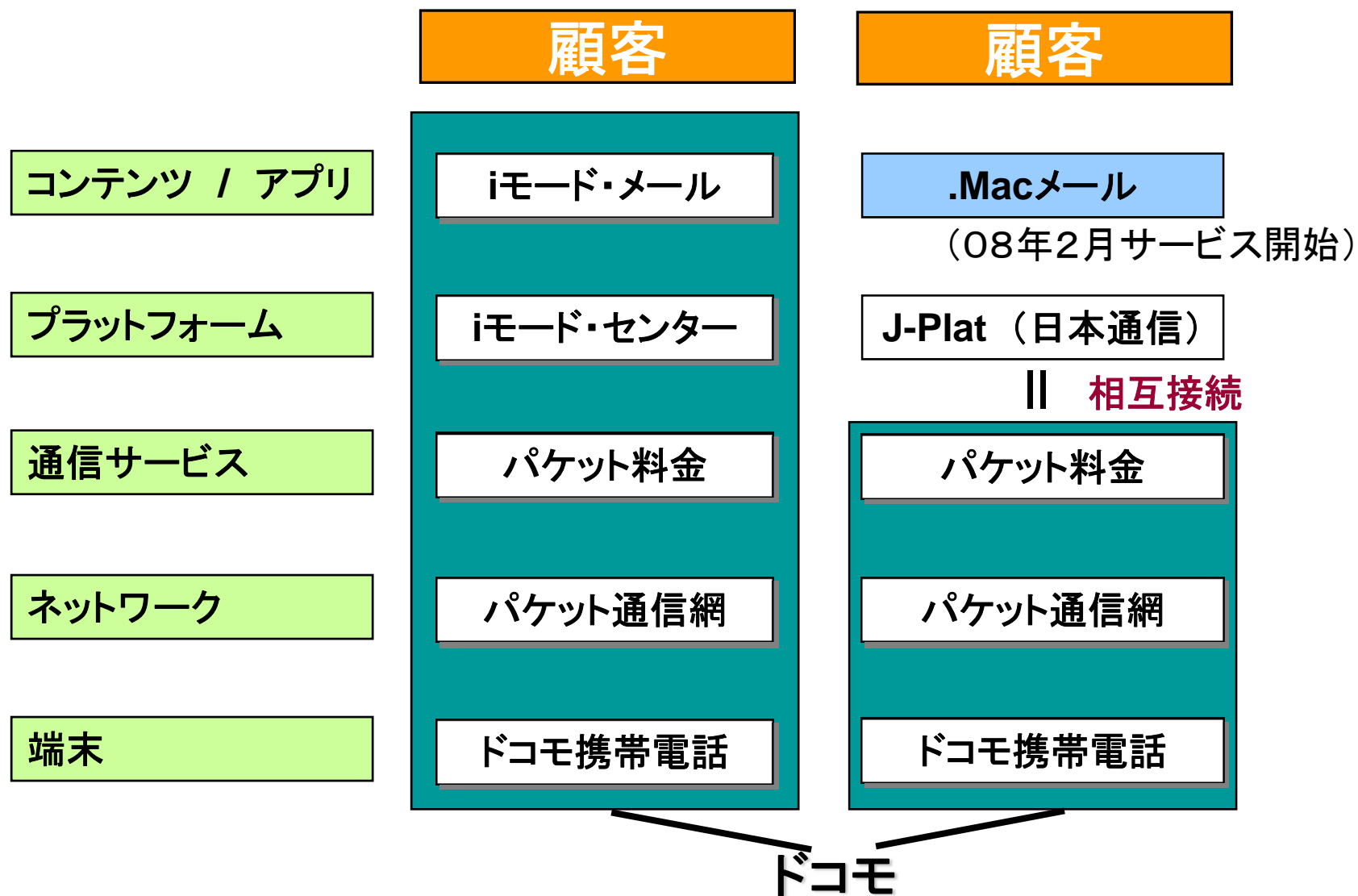
「公式サイト」と「一般サイト」のどちらを多く利用するかという質問に対し、公式サイトが36.8%、一般サイトが16.0%という結果となっているが、「どちらとも言えない」者が全体の47.3%を占める。

「公式サイト」と「一般サイト」のどちらを多く利用していますか。



「公式サイト」の方を多く利用するのはなぜですか。





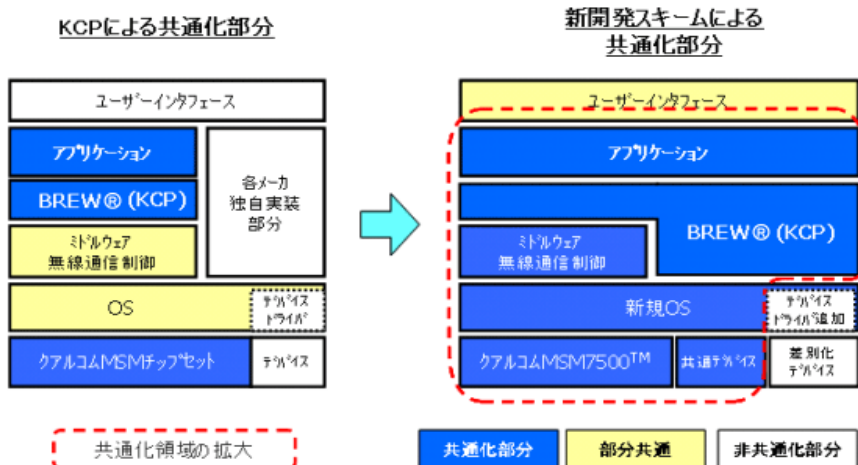
(注) 日本通信資料を基に総務省作成。



モトローラ、日本電気、NTTドコモ、パナソニックモバイル、SAMSUNG、およびボーダフォンにより2007年1月に設立された非営利団体であり、リナックスベース移動通信デバイスソフトウェアプラットフォームを開発することが目的。このプラットフォームにより、開発コストの低減化、柔軟性の向上、モバイル産業のエコシステムの発展を通して、モバイル産業全体の利益の向上をめざす。

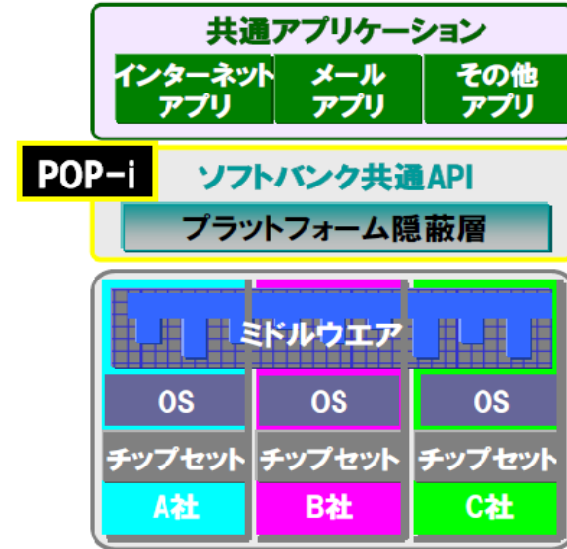
KCP (KDDI Common Platform)

KDDIが推進する、BREW®を用いた携帯電話端末向けプラットフォームのこと。KCPの導入によりソフトウェアの共通化が図れ、携帯電話端末の開発コスト削減が可能となる。なお、今後KDDIでは、KCPよりもさらに共通領域を拡大させた新統合プラットフォームである「KCP+」を2007年内に投入予定。



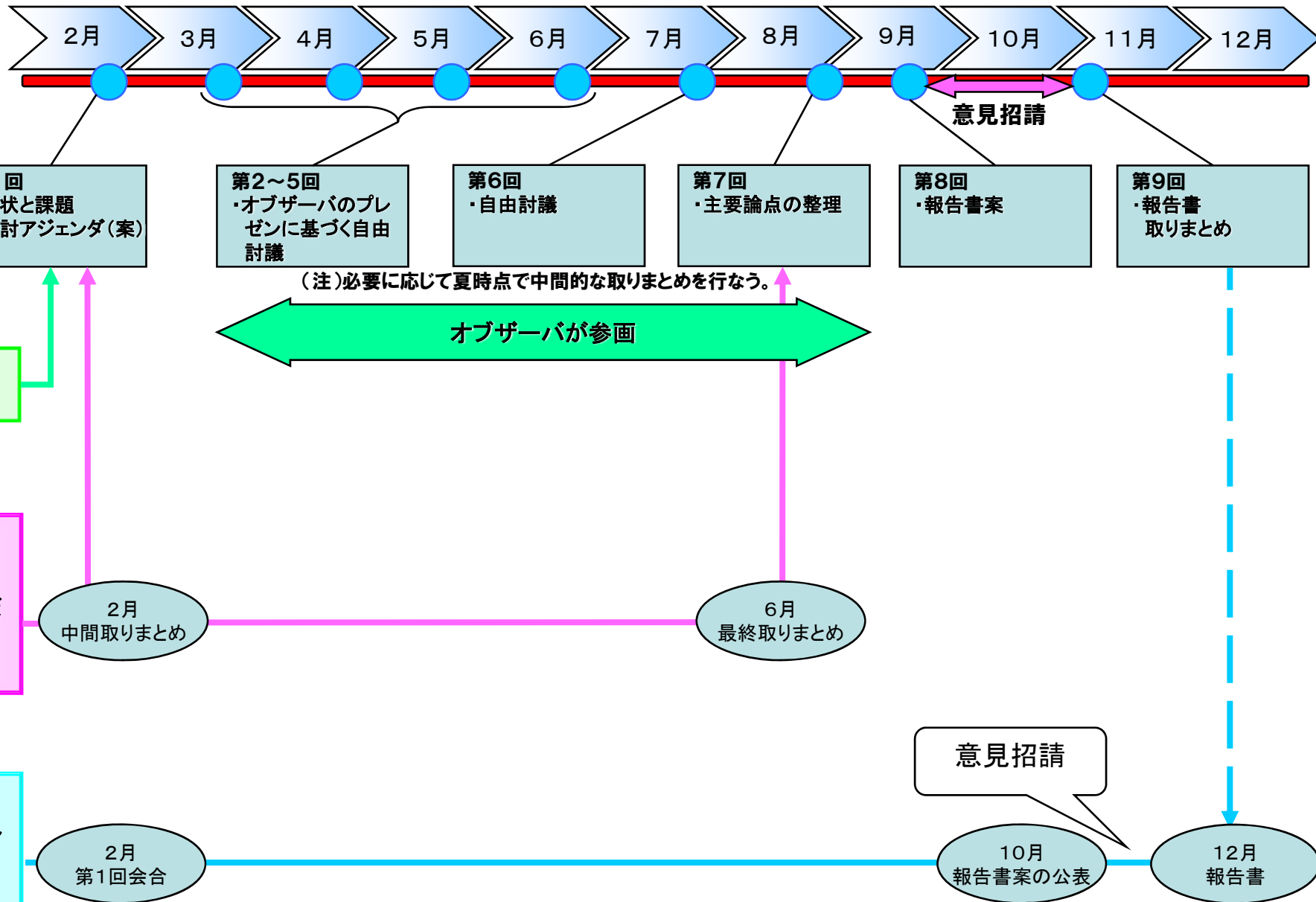
「Portable Open Platform Initiative」(略称:POP-i)

「POP-i」は、メーカー各社が採用する異なったOSやチップセットの違いを吸収することで、メーカー側の負担を最小限にしながら、アプリケーションやミドルウェアの共通化を進めることができ、開発期間を短縮するとともに、開発コストをも低減することを実現可能。



(各サイト、報道発表資料より総務省作成)

通信プラットフォーム研究会の検討スケジュール



株式会社ACCESS	荒川 亨	代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO)
イー・モバイル株式会社	庄司 勇木	専務執行役員 企画本部長
株式会社インデックス	寺田 眞治	プリンシパル
株式会社インフォシティ	岩浪 剛太	代表取締役
株式会社ウィルコム	平澤 弘樹	取締役 執行役員常務 ネットワーク技術本部長
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	澤田 純	経営企画部長
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	伊東 則昭	取締役執行役員 経営企画部長
グーグル株式会社	藤田 一夫	ポリシーカウンセル
KDDI株式会社	長尾 毅	理事 渉外・広報本部長 兼 渉外部長
株式会社ジェーシービー	森 克実	市場開発企画部長
情報通信ネットワーク産業協会	資宗 克行	専務理事
ソフトバンクモバイル株式会社	弓削 哲也	常務執行役員 渉外本部長
社団法人テレコムサービス協会	小林 善和	政策委員会委員長代理
社団法人テレコムサービス協会 MVNO協議会	福田 尚久	幹事会議長
社団法人日本インターネットプロバイダ協会	渡辺 武経	会長
社団法人日本経済団体連合会	上田 正尚	産業第二本部情報グループ長
東日本旅客鉄道株式会社	小縣 方樹	常務取締役 IT・Suica事業本部長 鉄道事業本部副本部長
マイクロソフト株式会社	楠 正憲	最高技術責任者補佐
三井物産株式会社	三浦 正晶	ユビキタス事業部 事業部長
モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局	岸原 孝昌	事務局長
ヤフー株式会社	別所 直哉	CCO (最高コンプライアンス責任者) 兼 法務部長

移動的な使い方

主に都市部で使用、全国サービス(全国免許)

インターネット

《主に都市部》

1~1.5 km程度

ノートパソコン
PDA端末等

〔都市部を中心にカバーし、
中速程度の移動体にも対応〕

固定的な使い方

条件不利地域で使用、地域サービス(地域免許)

《条件不利地域》

基地局

~10 km程度

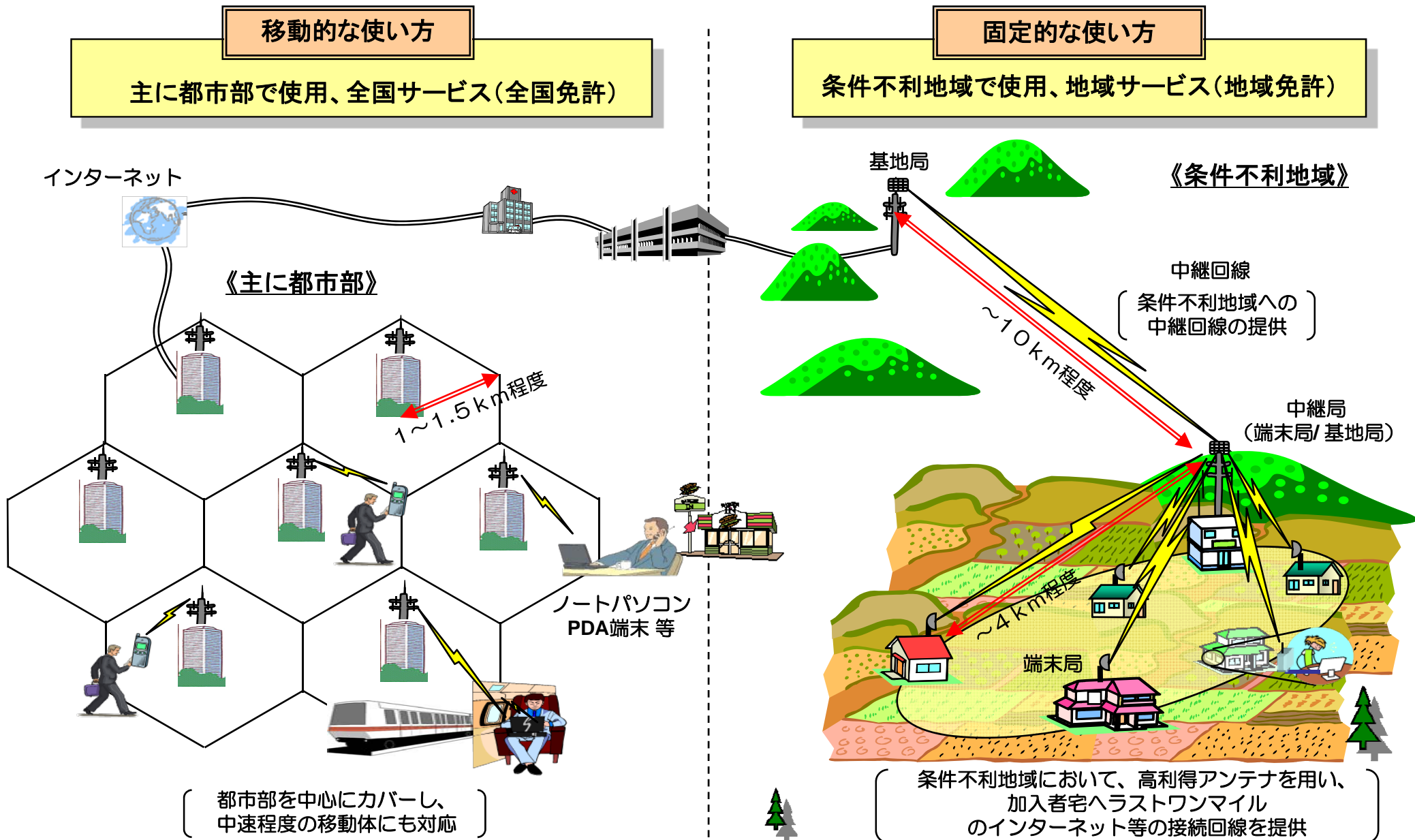
中継回線
〔条件不利地域への
中継回線の提供〕

中継局
(端末局/基地局)

~4 km程度

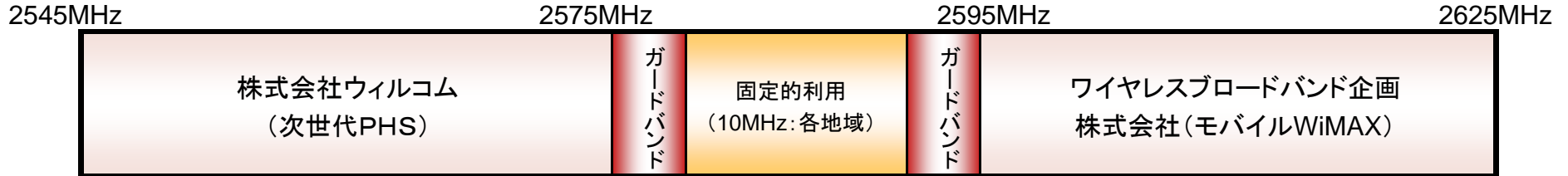
端末局

〔条件不利地域において、高利得アンテナを用い、
加入者宅へラストワンマイル
のインターネット等の接続回線を提供〕



広帯域移動無線アクセスシステムに係る開設計画の認定について

総務省は、2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画について、2007年12月21日、ワイヤレスブロードバンド企画（現UQコミュニケーションズ）、ウィルコム（現UQコミュニケーションズ）、ウィルコム（現UQコミュニケーションズ）の2社の開設計画を認定。両社は、2009年春からモバイルブロードバンドサービスを提供予定。



申請者	ウィルコム	ワイヤレスブロードバンド企画(現UQコミュニケーションズ)
通信方式	次世代PHS	モバイルWiMAX
主要株主	カーライル、京セラ、KDDI	KDDI、インテル、JR東日本、京セラ、大和証券、三菱東京UFJ銀行
オープン化措置	<ul style="list-style-type: none"> 卸契約約款を策定、公開予定。 網間接続の技術的条件を公開するとともに、MVNOに試験環境を提供。 2008年度にMVNOと意見交換を実施予定。 現行サービス同様、BWA事業においてもW-SIM(小型通信モジュール)を開発し、端末のオープン化を予定。 IMS、SDP、SIPといったオープンインターフェースを採用し、MVNOとの柔軟な相互接続が可能となる網構成とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸料金・接続条件等の標準プランを策定・公開予定。 MVNOによる認証・課金、料金回収代行や帯域料金によるネットワークの提供も検討予定。 MVNOに対する説明会の開催を予定(2008年)。 卸電気通信役務・相互接続の専門窓口の設置を予定。

広帯域移動無線(2.5GHz帯)に係る認定要件

開設指針

- 電気通信事業の健全な発展と円滑な運営への寄与に関する事項
本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有すること

MVNOの受入れ計画の提示

認定事業者は電気通信事業法に基づく登録(または変更登録)が必要。

登録(または変更登録)において、上記の開設計画の履行を担保するための条件を付す。

事業法審査基準の改正等を実施。

1月

審査基準、施行規則
及び
報告規則の改正案
の公表。

意見招請

年度内目途

意見等を踏まえて
確定、施行。

4月

登 録

広帯域移動無線アクセスシステム

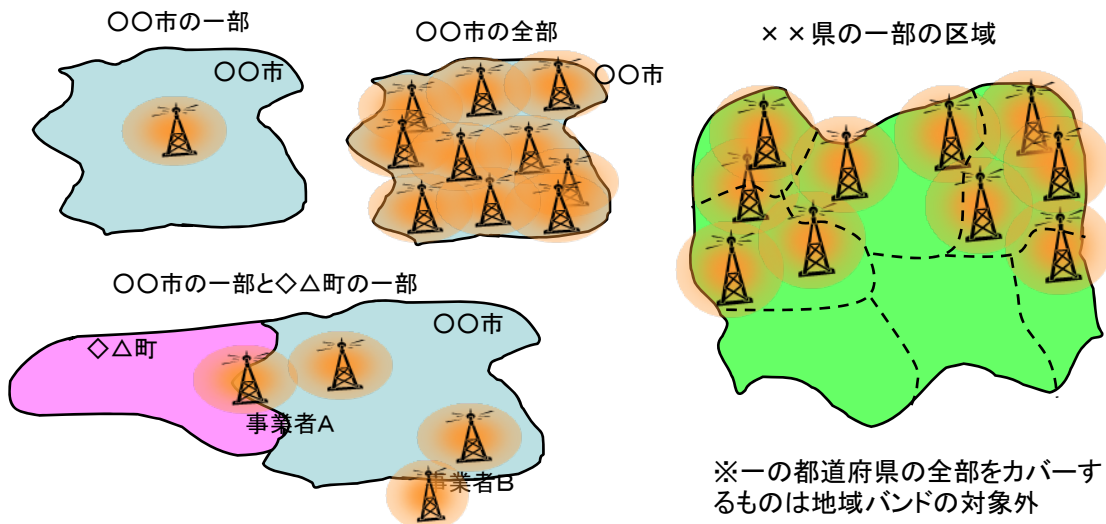
(1)全国バンド: 移動通信向け、全国単位、30MHz

(2)地域バンド: 固定通信向け、地域単位、10MHz

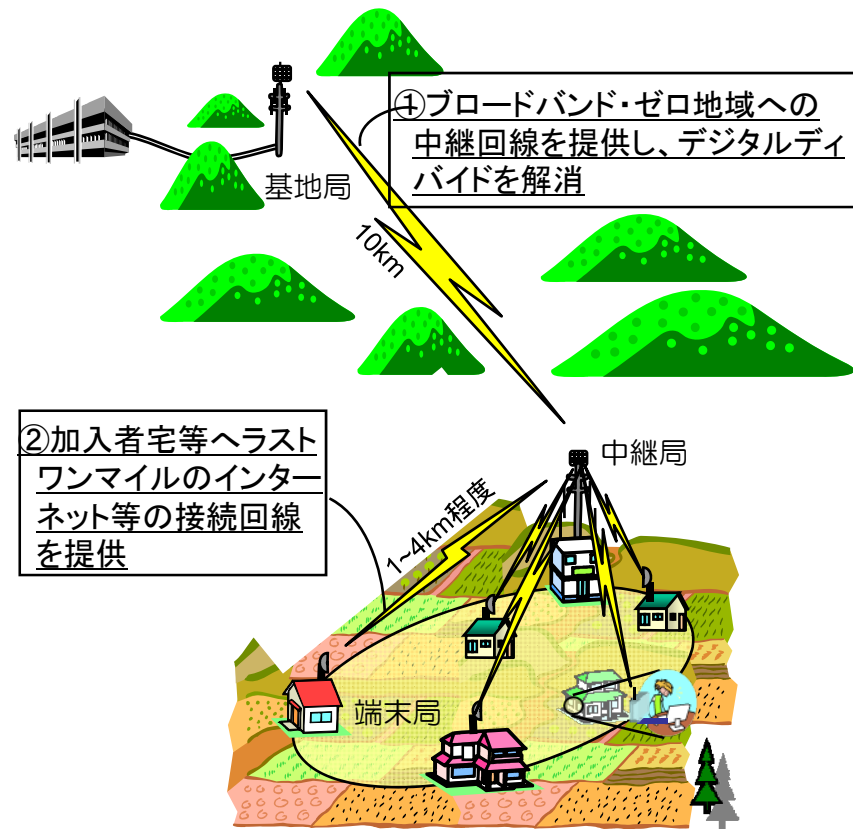
【目的】

デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

地域WiMAXの対象とする区域

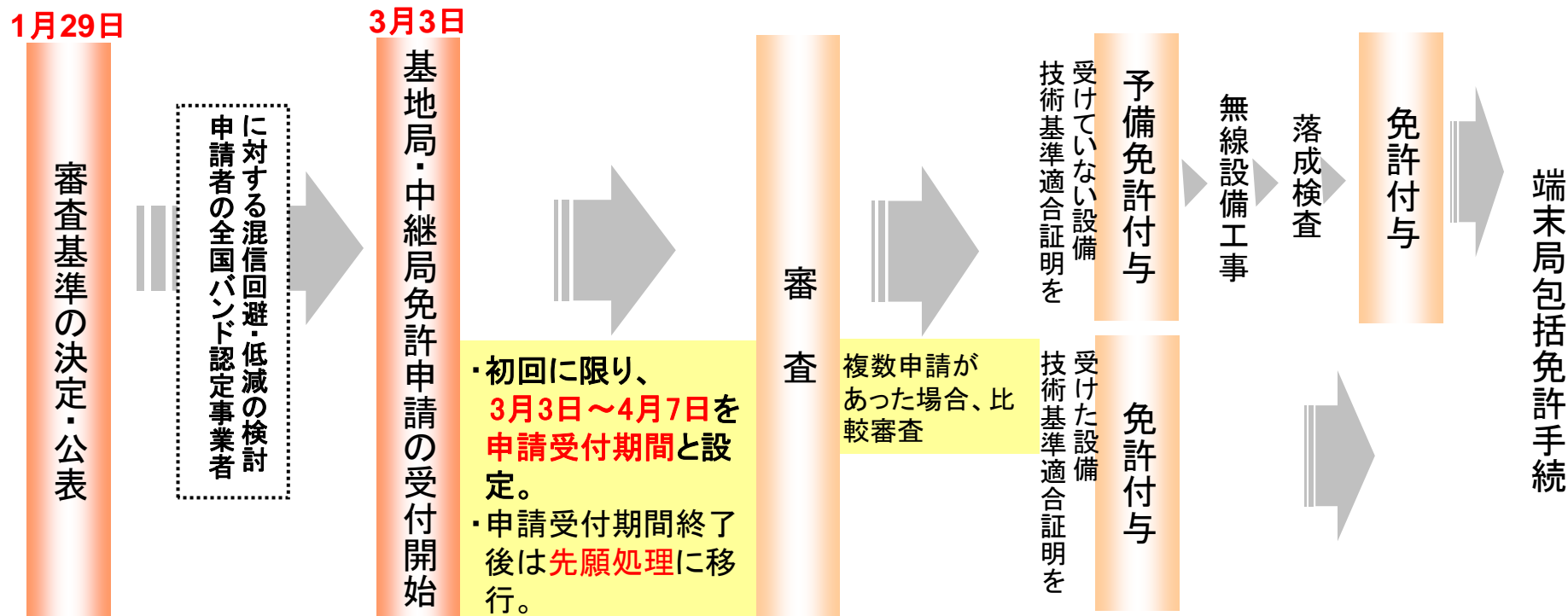


地域WiMAXのサービスのイメージ(例)

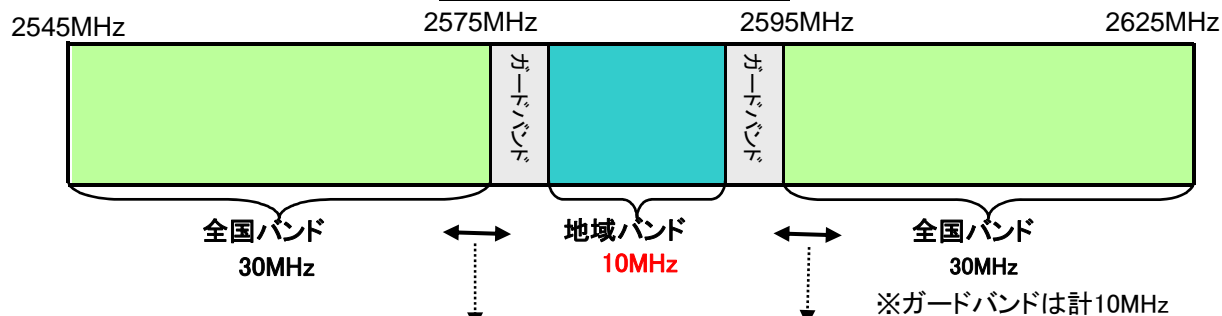


地域WiMAXに係る免許スケジュール

○ 1月29日に審査基準を決定・公表の後、3月3日から申請の受付を開始。

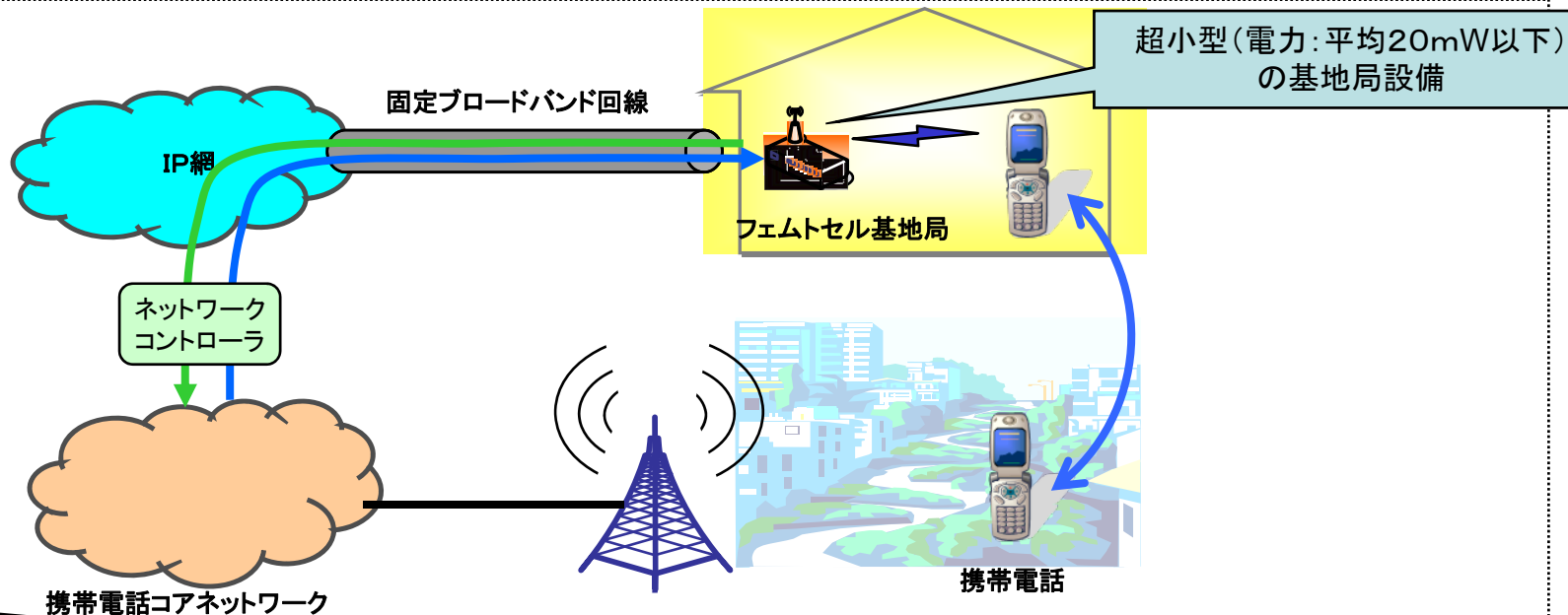


2.5GHz帯の電波使用



地域バンドは、全国バンドと隣接する周波数帯を使用するため、全国バンド認定事業者と電波の干渉の回避・低減のための事前検討が必要。

■フェムトセルとは、携帯電話の基地局を小型化したもので、取扱いが簡易であり、かつ宅内等への設置が可能。



導入により期待される効果

- ✓ 携帯電話等の不感地帯の解消に効果(設置・運用が容易)。
- ✓ 従来よりも高速のデータ伝送サービスが可能(基地局当たりの収容人数は数名程度)。
- ✓ 同一端末によるFMC(Fixed Mobile Convergence: 固定通信と移動通信の一体的サービス)型のサービスの実現が可能。

■フェムトセル基地局の導入促進を図るため、①現行規制の緩和、②適用される規律の運用方針の明確化を実施。

「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱い方針」を策定。

(参考)モバイルビジネス活性化プラン(07年9月、抜粋)

“フェムトセルの導入に係る法制上の取扱いについて、07年度末を目途に一定の結論を得る。”

国内外におけるFMCの進展

NTT: 「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(抜粋)(2005年11月9日発表)

II. 中期経営戦略の推進に向けた取り組み

2. ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開

(1) ネットワークサービス

次世代ネットワークについてはNTT東日本・NTT西日本・NTTドコモグループが構築し、固定(県内/県間、東日本/西日本)/移動のIPベースのシームレスなサービスを提供していきます。また、NTTコミュニケーションズは、法人のお客さま等にソリューションを含めたワンストップなサービスを提供していきます。なお、固定電話網サービス等については、現行どおりNTT東日本・NTT西日本とNTTコミュニケーションズが、基本的に県内/県間/国際を分担して提供していきます。

iii) FMC(固定・移動融合)

固定網の内線電話機と移動網の携帯電話機とを共用できるWiFiとFOMAとのデュアル接続機能をもつ一体型端末(One Phone)を個人のお客さま向けに提供するとともに、たとえば不応答時等に固定・移動間で転送する機能の提供や料金のセット割引等をタイムリーに展開できるよう準備を進めていきます。

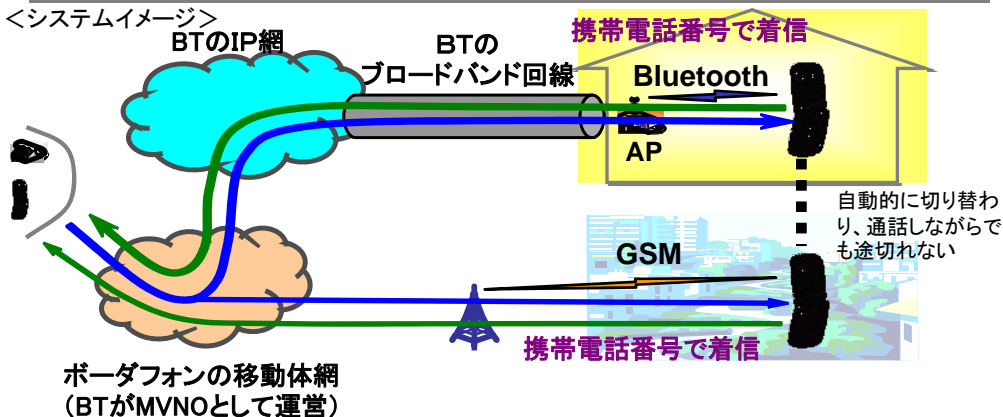
さらには、次世代ネットワークの導入によって、WiFiやWiMAXなどのブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供していきます。

BT: 「BT Fusion」

(2005年6月提供開始、加入者数:約2万4千人(2006年3月))

- 携帯電話事業者ボーダフォンのネットワークを活用し(MVNO)、BTのサービスとして提供。
- 1つの端末に固定電話と携帯電話の機能があり、電話番号も1つ(携帯電話番号を使用)。
- 固定電話機能と携帯電話機能はエリアに応じて自動的に切り替わり、屋内外での途切れのない通話が可能。
- 屋内からの発信には固定電話の通話料が適用される。
- 着信は、屋内外を問わず、携帯電話の通話料が発信者に課金される。

<システムイメージ>



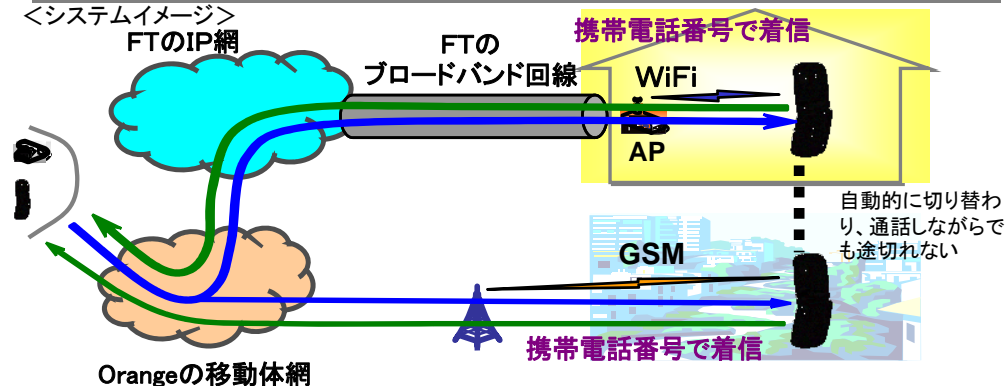
Orange*: 「Unik」

※FTの携帯電話子会社

(2006年10月から仏で提供開始(加入者数:約25万7千人(2007年6月))、イギリス、オランダ、スペイン、ポーランドでも順次提供予定)

- 携帯電話事業者Orangeと固定電話事業者FTのネットワークを活用。
- 1つの端末に固定電話と携帯電話の機能があり、電話番号も1つ(携帯電話番号を使用)。
- 固定電話機能と携帯電話機能はエリアに応じて自動的に切り替わり、屋内外での途切れのない通話が可能。
- 屋内からの発信は、国内の固定電話及びOrange携帯電話への通話が定額かけ放題。

<システムイメージ>



フェムトセル基地局に係る取扱方針(案)の概要

電波法令関係

(以下の制度整備に向けて準備)

1. 移設・復旧のための簡易の操作による**フェムトセル基地局の運用を、免許人以外の者が行うことができるようにする**ための手続を整備。
(☞電波法改正(※))
2. 免許人が免許人以外の者にフェムトセル基地局を運用させる場合の、無線局の**免許人の監督責任**と無線局の**運用を行う者の運用責任を明確化**。
(☞電波法改正(※)及び省令等の整備)
3. **フェムトセル基地局**について**設置場所の範囲を柔軟化**。
また、移設・復旧のための**簡易な操作**を主任無線従事者による監督を受けることなく**無線従事者以外の者が行うことを可能とする**ための関連法規の整備。
(☞省令等の整備)
4. 上記の制度整備に併せて**技術基準の改正等**を実施。
(☞省令等の整備)

(※)電波法改正法案は今通常国会に提出。

電気通信事業法令関係

(事業法関係法令の適用関係等を明確化)

(事業用電気通信設備とする形態)

1. 回線利用関係
 - フェムトセル基地局とコアネットワークを接続するために**利用者契約回線及び既設宅内回線を利用する形態は、事業法上禁止されない**。
2. 技術基準関係
 - ①通話品質、セキュリティ機能等
 - 通常の基地局方式の場合と同等**。
 - ②予備機器、耐震対策、停電対策等
 - 宅内(建物内)等に設置する場合は、予備機器等に係る義務規定は適用除外**。
 - 予備電源の設置が不要となる場合を拡大**(☞別途、意見募集)
 - ③緊急通報位置情報通知
 - 通常の基地局の場合と同様に、**位置情報通知の確保が必要**。
3. その他
 - 090/080番号の利用が可能**。
 - 携帯電話事業者(禁止行為規定が適用されるドミナント事業者)は、**技術面での合理的な理由なく、フェムトセルと接続するブロードバンド回線を特定の電気通信事業者のものに限定する等不当な差別的取扱は不可**。
 - 不特定多数がフェムトセル基地局を利用する場合、第三者利用が禁止されていない等、**ISPの利用規約に適合する必要**。

(利用者の設備とする形態)

今後、技術基準の改正等を実施し、売切り制を実現。

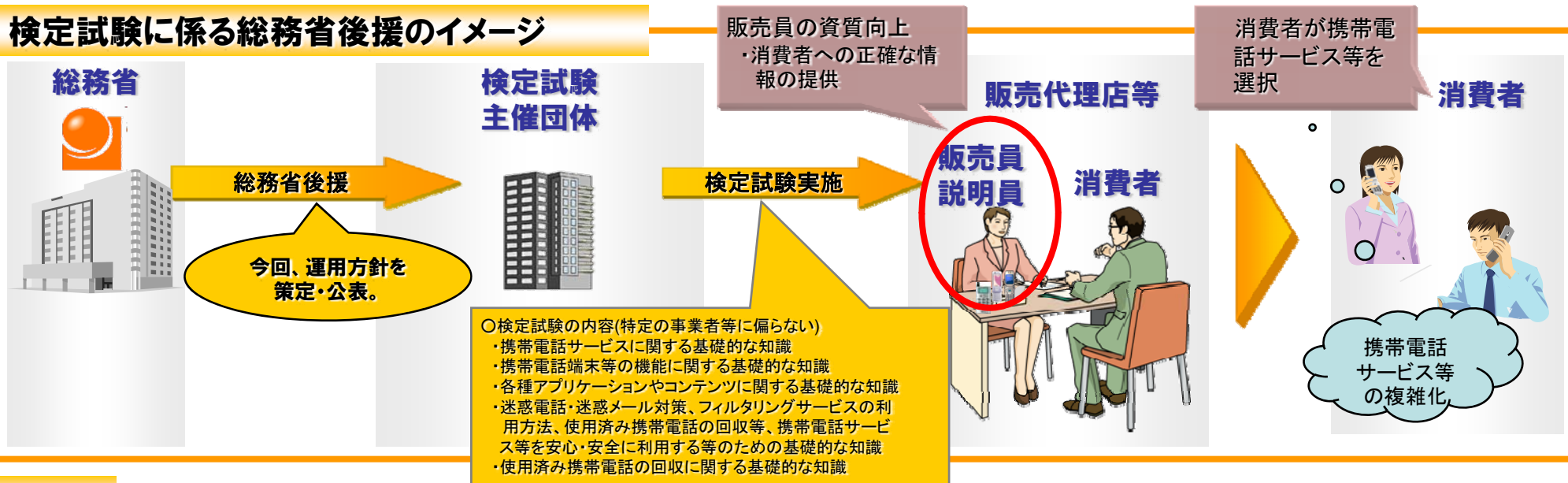
参 考

2月6日(水)を取扱方針(案)を公表。意見招請手続きを経て、07年度中に確定。

総務省後援の目的

- 民間団体の実施する携帯電話販売員に係る検定試験について、公正中立に実施される場合、総務省がこれを後援。
- 販売員の資質向上を図り、消費者が携帯電話サービス等の契約の際、正確な情報に基づく選択を可能とする事を支援。

検定試験に係る総務省後援のイメージ



経緯

- 08年1月22日～2月8日 運用方針(案)について意見招請
- 08年2月25日 運用方針の公表 (☞ 検定試験に対する総務省後援申請の受付開始)

(参考)モバイルビジネス活性化プラン(07年9月、抜粋)

2. 具体的施策

- (3)モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進
- (c)消費者保護の在り方に関する多角的検討

サービスの多様化等に対応した消費者保護策の拡充を図る観点から、(中略) **携帯端末にかかる販売代理店等の販売員の資質向上を図るための資格認定制度の検討**その他の消費者保護策の在り方に関する多角的検討を2007年度中に開始し、2008年中を目途に結論を得る。

(目的)

ブロードバンド化やIP化の進展やIP化の進展による料金やサービスの多様化、マルチステークホルダーが関与するビジネスモデルの普及等が進展する中、急激な市場環境変化に対応した消費者保護策の強化に向けた具体的施策を検討。

(検討項目例)

- ✓ 通信サービスに関する利用者保護のための基本的ルールの在り方
- ✓ 消費者保護を業務とする関係機関との連携を含めた苦情処理体制の拡充
- ✓ 料金比較手法に関する認定の仕組みの在り方
- ✓ ADRを含む紛争処理機能の強化

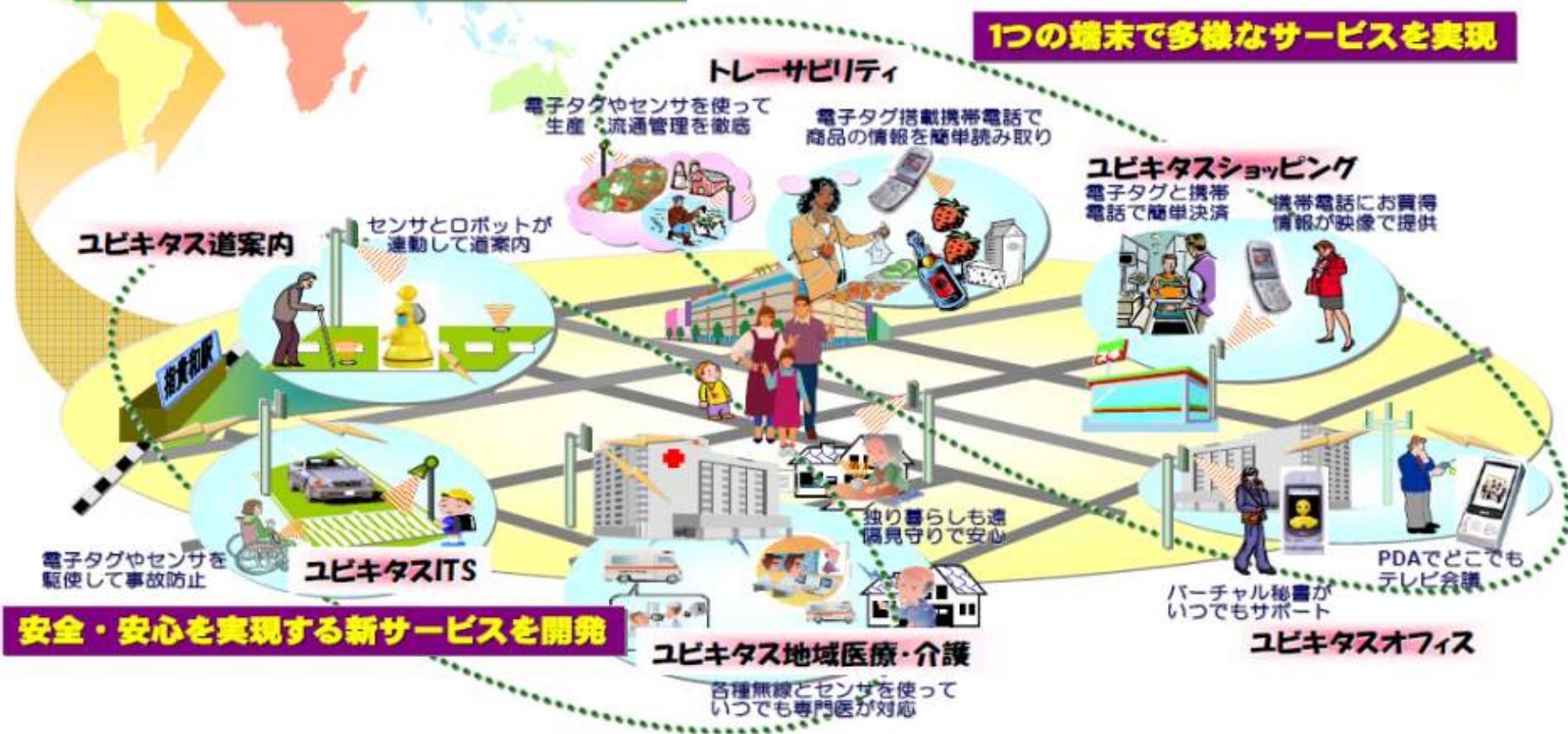
(スケジュール)

07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に一定の結論。

**「ユビキタス特区」において、世界最先端のICTサービスを開発、実証
日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」を確立**

他国の「ユビキタス姉妹特区」と連携

1つの端末で多様なサービスを実現



「ユビキタス特区」事業の推進

- 目的** – 「世界的にも先導的な情報通信社会」のモデルの確立、国際展開
- 概要** – ICTによる「新たな価値創造」につながる総合的なプロジェクトの実施及びこれに必要な電波の利用環境整備
- 場所** – 北海道、沖縄及び研究開発拠点が集積している場所で、複数のプロジェクトの実証実験が行われる場所
- 期限** – 平成20～22年度までの3年間

利用可能な周波数帯の公表と
プロジェクトの提案募集
(平成19年9月～10月)

応募総数
188件

関係府省、他国への働きかけ
(平成19年11月～)

提案を踏まえ、以下について働き掛け

- ・関係府省による環境整備
- ・他国との協働(「ユビキタス姉妹特区」等)

平成20年度予算(予定額) 20億円

「先導的情報通信社会基盤整備委託費」として民間法人に委託予定

提案の評価
(平成19年11月～12月)

提案に関し、以下の諸点を評価・確認

- ・対象となるプロジェクトの類型
- ・対象地域
- ・電波の利用可能性

決定したプロジェクト22件

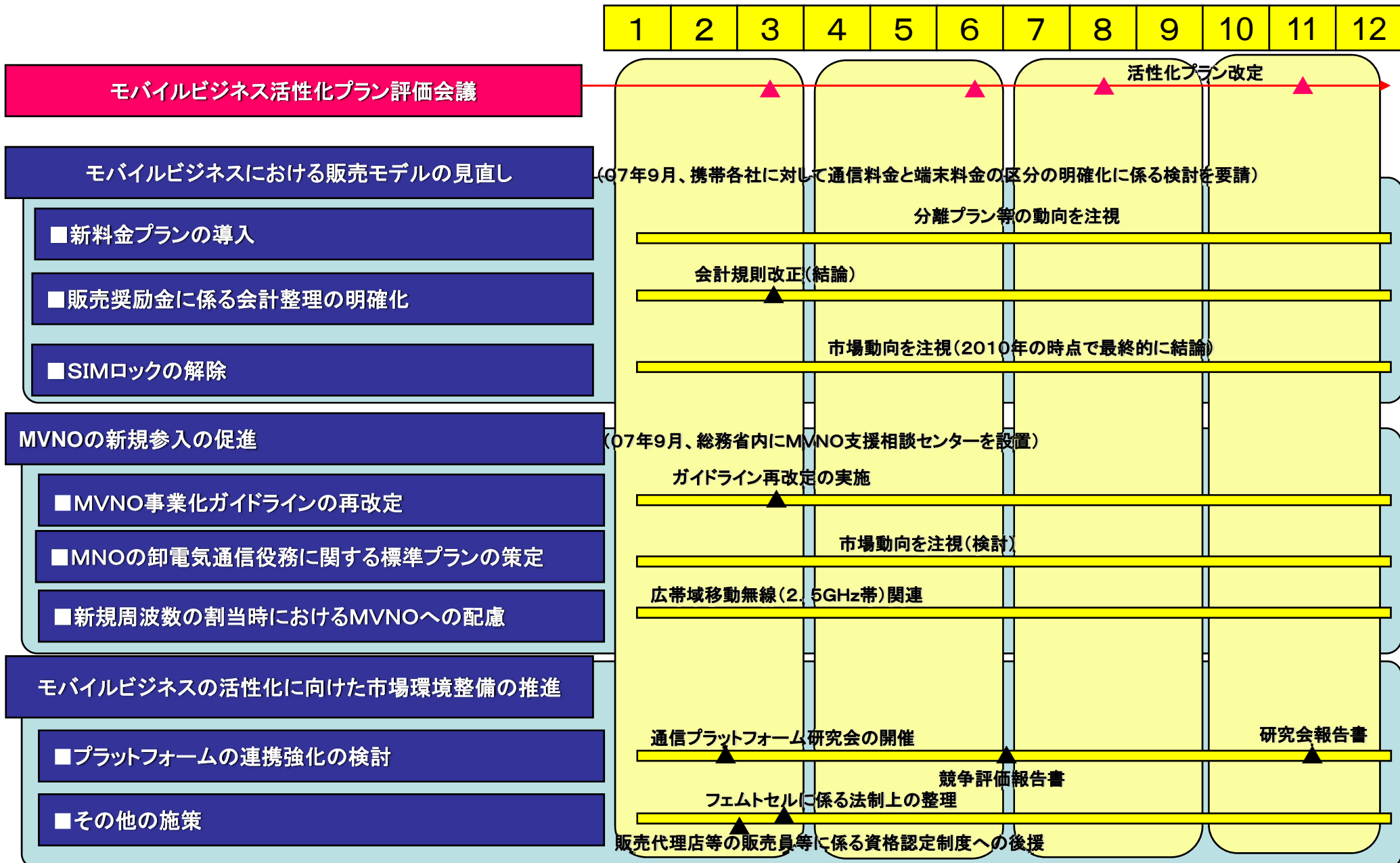
予算支援を予定している案件 7件
予算支援を予定していない案件 15件

「ユビキタス特区」の創設
(平成20年1月25日)

評価を踏まえ、特区を創設

- ①対象地域
- ②実施内容
- ③周波数(電波の利用がある場合)

モバイルビジネス活性化プラン評価会議の検討スケジュール



(注)モバイルビジネス活性化プランの中で主要な施策を抜粋したもの。